



ITフリーランス支援機構
Japan Agency for IT Freelance

ITフリーランス支援機構個人会員限定

リスクへの備えはしていますか？

ITフリーランスで輝き続けるあなたのために！！

大好評

サイバーリスク
補償プラン

For the Future of Freelance

ITフリーランス専用保険 のご案内

ITフリーランスの皆さまに、安心して働ける環境をお届けします

保険期間

2025年11月1日午後4時～2026年11月1日午後4時（1年間）

一般社団法人 ITフリーランス支援機構

同時にお渡しする別冊とあわせてお手続きの前にご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。なお、このパンフレットと別冊は保険期間終了まで必ずお手元に保管ください。

目 次

ITフリーランス専用保険の概要	02
ITフリーランス専用保険の加入例	03
各補償の加入傾向について	04
サイバーリスク補償プラン	
ITフリーランスの取り巻く環境	06
サイバー攻撃とは	07
サイバーリスク補償プランの特徴	08
サイバーリスク補償プランの事故例	09
サイバーリスク補償プランの補償内容と保険料	10
情報漏えいやサイバー攻撃を受けた場合の対応例	11
サイバーリスク補償プラン付帯サービス	12
所得補償プラン	
ITフリーランスの取り巻く環境	13
所得補償プランの特徴	14
所得補償プランの補償内容と保険料	15
所得補償プラン保険金お支払い例	16
病気・ケガ補償プラン他各種プランの特徴	17
お申込みの流れ	21
ご注意点	22
Q & A	23

もしも働けなくなったら…
もしも病気・ケガになったら…
トラブルが発生したら…

このようなITフリーランスの皆さまや
ご家族の心配事を解決する

ITフリーランス専用保険

をご準備いたしました

ITフリーランスの皆さまはご自身の万が一に備えられていますか？
会社員とフリーランス、
社会保障には大きな格差があることをご存知ですか？



ITフリーランス

あり

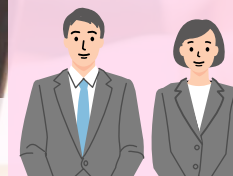
2021年9月から、加入できるようになりました。

なし

あり

一般的には国民健康保険に加入するため、傷病手当金の支給はありません。
※原則保険料は全額自己負担

国民年金のみ



会社員

あり

労災保険

あり

雇用保険

失業や育児、介護などで休業した時に給付金があります。

あり

健康保険

病気・ケガで休業・出産した時に給付金があります。
※保険料は会社との折半

あり

年金制度

国民年金に加え、企業ごとに厚生年金や企業年金など充実しています。

社会保障の給付例

仕事のストレスによりうつ病を発症し、1年間休業した（月額収入30万円）

支給額：0円

健康保険（傷病手当金はありません。）

健康保険

支給額：約243万円

健康保険（傷病手当金が支給されます。）

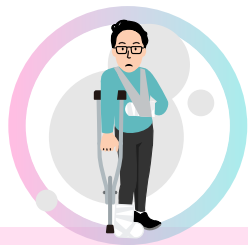
※障害基礎年金の支給の可能性はあります。

ITフリーランスの皆さまがこのラインアップを自由に
組み合わせ、抜け漏れなくカスタマイズすることができます。

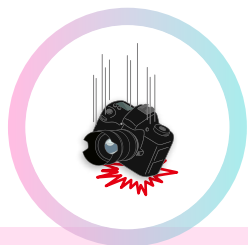
ITフリーランス専用保険



所得が減少した時の補償



病気やケガをした時の補償



携行品が壊れた時や 他人からの借りた物に関する 賠償責任等の補償



第三者に損害を与え、 損害賠償を負った時の補償

お支払い例

・病気やケガにより就業障害となり、長期間入院することになった。



・盲腸で入院・手術した。(ケガ補償プランを除く)
・がんの治療のため指定病院で先進医療を受けた。(病気・ケガ補償プラン※1)

・友人から借りたカメラを落として壊してしまった。
・ハンドバックをひったくられた。

・自転車で通行人にケガをさせた。
・業務で使用するPCがサイバー攻撃を受け、情報が漏えいした。



日常生活の事故

所得補償プラン

ケガ補償プラン

病気・ケガ補償プラン

入院一時金プラン

がん診断保険金プラン

携行品補償プラン

個人賠償補償プラン

業務中の事故

労災保険
(特別加入制度)

+

所得補償プラン

労災保険
(特別加入制度)

ケガ補償プラン

病気・ケガ補償プラン

入院一時金プラン

がん診断保険金プラン

携行品補償プラン※2

サイバーリスク
補償プラン

※1 先進医療を受けた場合にご負担した費用(技術料、交通費・宿泊費)を補償するのは、病気・ケガ補償プランのみになります。

※2 受託物賠償責任保険金は、職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)は補償の対象外です。また、携行品損害保険金における携行品(身の回り品)とは日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産をいいます。



ITフリーランス専用保険の概要

■所得補償プラン

・病気やケガで就業障害となった場合の所得減少を補償します。

■ケガ補償プラン

・ケガをして入院・通院等をした場合に補償します。

■病気・ケガ補償プラン

・病気やケガをして入院・通院等をした場合に補償します。

■入院一時金プラン

・入院・退院時の一時金等を補償します。

■がん診断保険金プラン

・がんと診断確定された時の一時金等を補償します。

■携行品補償プラン

・携行品の破損・盗難などに対する損害や他人からの借りた物に関する賠償責任等を補償します。

■個人賠償補償プラン

・第三者へ損害を与えた際の法律上の損害賠償責任を補償します。

■サイバーリスク補償プラン

・サイバー攻撃や情報漏えい等業務中に発生したトラブルによる法律上の損害賠償責任を補償します。

労災保険(特別加入制度)

仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。

加入はこちら →

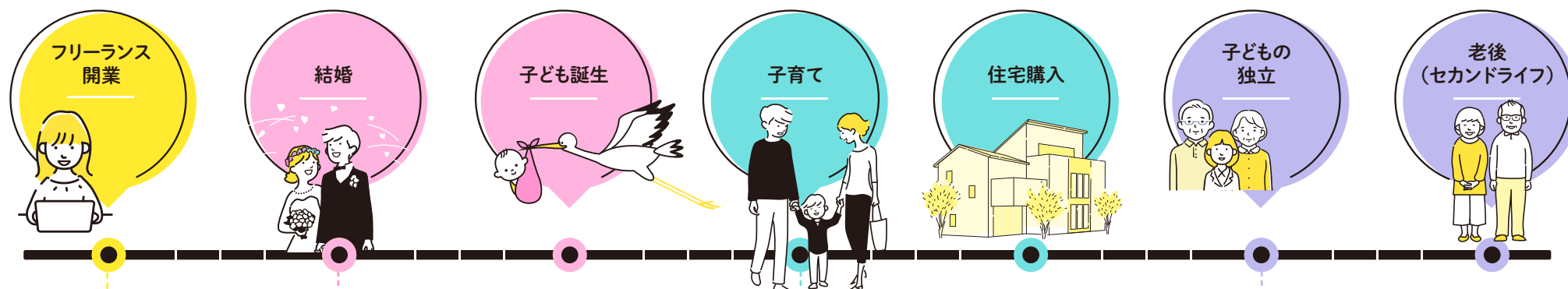
URL: <https://aitf-rousai.org/>
ITフリーランス支援機構全国労災保険センターHP



ITフリーランスのための

政府労災保険

ITフリーランス専用保険はライフステージに合わせた補償プランを選択できます



加入例① (25歳女性) フリーランスとして 働き始めたあなたに



フリーランスになって日が浅く、必要最低限の補償がほしい。仕事やスポーツでアクティブに活動するためケガが心配なので備えておきたい。

年払保険料	月払保険料	月払保険料
サイバーリスク 補償プラン 売上高300万円 (プランB) 11,410円 (1日当たり約31円)	ケガ 補償プラン (Aセット) 1,380円	所得 補償プラン (Yセット・5口) 355円
	月払保険料	月払保険料
	1,735円 (1日当たり約58円)	

加入例② (35歳男性) ご家族が増えたあなたに



家族(配偶者、子ども)が増え、生活費が増加。急な病気やケガで家計が逼迫しないよう補償を充実させたい。

年払保険料	月払保険料	月払保険料
サイバーリスク 補償プラン 売上高700万円 (プランB) 26,620円 (1日当たり約73円)	病気・ケガ 補償プラン (Bセット) 2,220円	所得 補償プラン (Xセット・10口) 3,060円
	月払保険料	月払保険料
	5,280円 (1日当たり約176円)	

加入例③ (45歳男性) 働き盛りのあなたに



教育費用や住宅ローンなど生活費もさらに増え、家族の大黒柱が万が一の際でも、十分な補償を用意しておきたい。

年払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料
サイバーリスク 補償プラン 売上高1,000万円 (プランB) 38,020円 (1日当たり約104円)	がん診断 保険金プラン (E2セット) 2,310円	所得 補償プラン (Xセット・10口) 5,900円	個人賠償 補償プラン (Gセット) 160円
	月払保険料	月払保険料	月払保険料
	8,370円 (1日当たり約279円)		

加入例④ (55歳男性) 年齢を重ねたあなたに

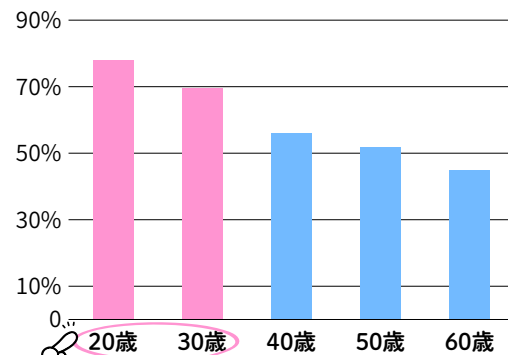


これまで以上にがんなどの病気が心配な年齢に、予想外の病気・ケガによる医療費をしっかり確保しておきたい。

年払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料
サイバーリスク 補償プラン 売上高1,500万円 (プランB) 57,040円 (1日当たり約156円)	病気・ケガ 補償プラン (Bセット) 3,440円	がん診断 保険金プラン (E2セット) 4,540円	所得 補償プラン (Xセット・5口) 4,520円
	月払保険料	月払保険料	月払保険料
	12,500円 (1日当たり約417円)		

ライフスタイルにあった保険の選び方 各補償の加入傾向について

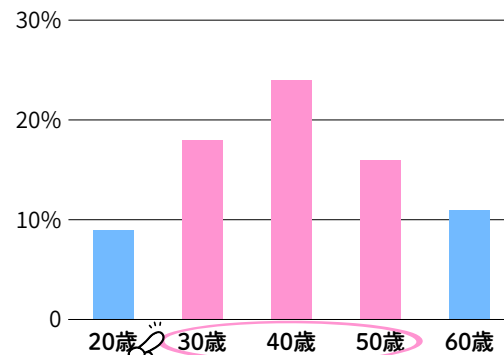
病気（疾病補償）



**20・30代は
約70%以上が疾病補償に加入**
若いうちからしっかりと疾病に備えています。



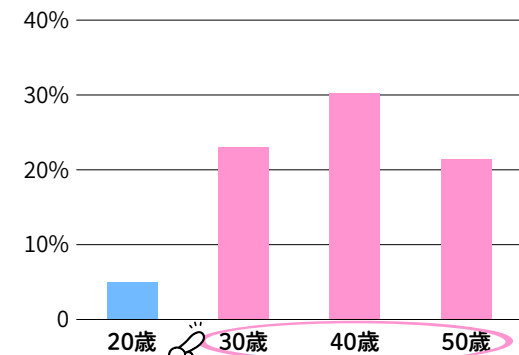
がん診断保険金補償



**30～50代の
約4人に1人ががん補償に加入**

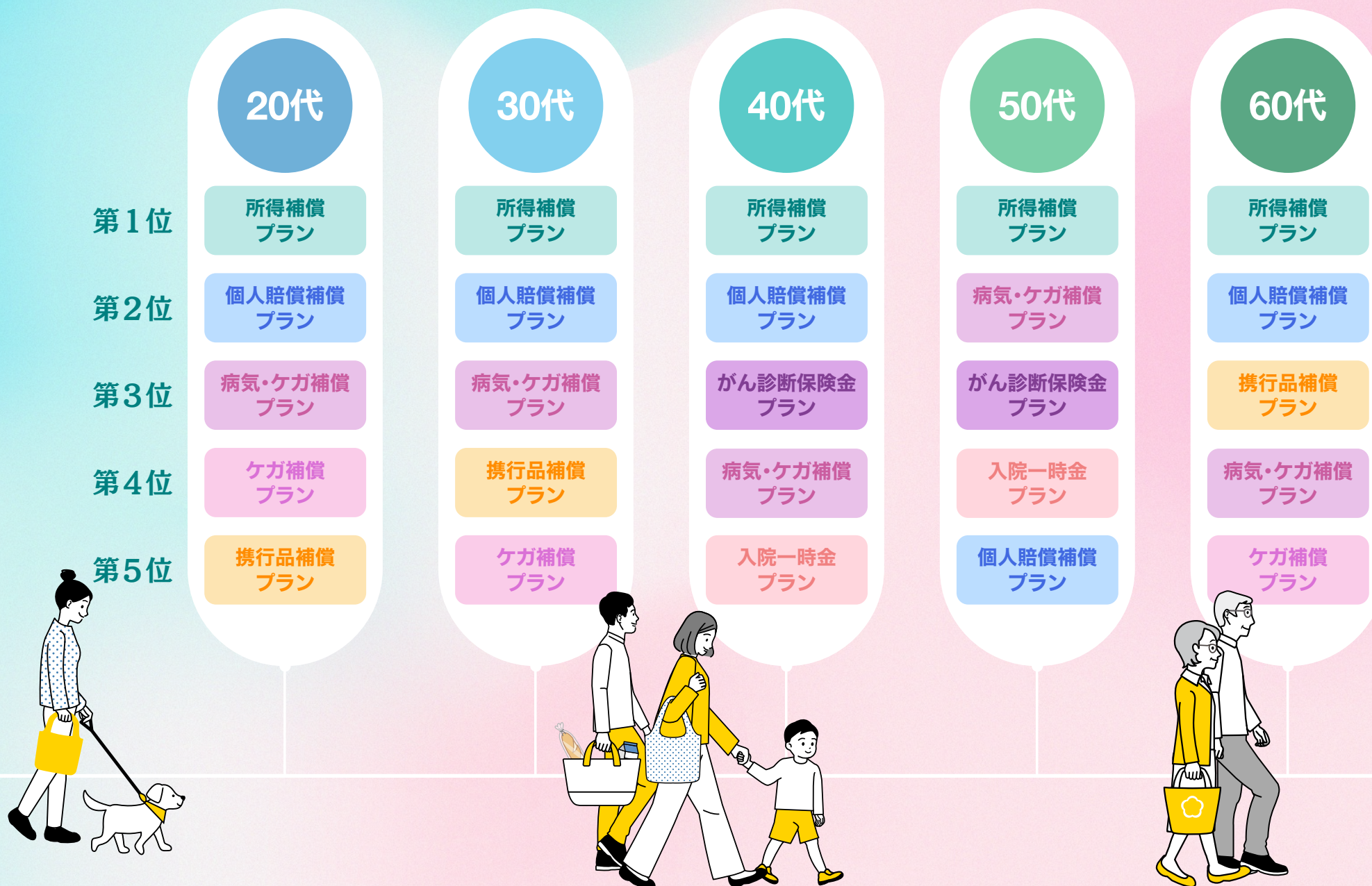


所得補償プラン



**働き盛りの30～50代の方が
多く加入されています。**

各補償の加入傾向について



サイバーリスク補償プラン

ITフリーランスの取り巻く環境

ITフリーランスの取り巻く環境は近年大きく変化しています

1. リモートワークの普及

ITフリーランスは、クラウド上で顧客情報や自身の情報を扱うことが増えています。リモートワークの普及により、ITフリーランスは、自身の情報の保護だけでなく、サービス提供先の情報保護にも責任を負うことになりました。

2. 個人情報保護法の厳格化

ITフリーランスは、顧客の個人情報取り扱いにあたり関連規制を遵守して業務を行う必要があります。

3. サイバー攻撃の増加

近年、サイバー攻撃の数や種類が急増しています。ITフリーランスは、ウイルスやハッキング、フィッシングなど、さまざまな形態のサイバー攻撃から自身の情報や顧客情報を守るために、適切なセキュリティ対策を講じる必要があります。



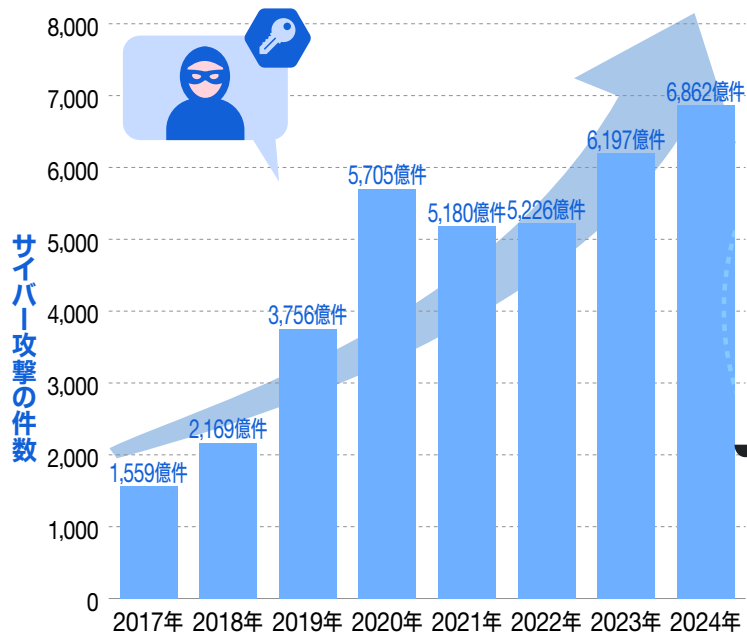
サイバー攻撃とは

コンピュータシステムやネットワークなどの情報技術を悪用して、コンピュータシステムやネットワークを破壊、不正アクセス、情報漏えい、などの悪意ある目的を達成するための攻撃行為のことです。



サイバー攻撃は、あなたにとって想像以上の被害をもたらすかもしれません。
しかし、サイバーリスク補償プランに加入することで、そんなリスクに備えることができます！

日本へのサイバー攻撃関連通信の件数の推移



出典：「NICTER 観測レポート2024 (国立研究開発法人 情報通信研究機構)」



サイバーリスクは多様化し、日々実被害が出ている

順位	情報セキュリティ10大脅威 2025	前年からの変動
1位	ランサムウェアによる被害	1位
2位	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃	2位
3位	脆弱性対策情報の公開に伴う悪用増加	7位
4位	内部不正による情報漏えい	3位
5位	標的型攻撃による機密情報の窃取	4位
6位	テレワーク等のニューノーマルな働き方を狙った攻撃	9位
7位	地政学的リスクに起因するサイバー攻撃	初選出
8位	分散型サービス妨害攻撃(DDoS攻撃)	5年ぶり
9位	ビジネスメール詐欺による金銭被害	8位
10位	不注意による情報漏えい等の被害	6位

出典：「情報セキュリティ10大脅威 (IPA)」

サイバーリスク補償プランの特徴

POINT 1 ITフリーランスのための幅広い補償で安心

サイバー攻撃・ハッキング等による不正アクセスによるもののほか、ITフリーランス特有の業務中の不手際、不具合による取引先への損害までIT業務に関わるITフリーランスへの賠償責任を幅広く補償します。

POINT 2 保険料30%割引を一律適用

30%割引を一律適用できるため、割安な保険料での保険加入が可能です！

POINT 3 サイバー攻撃等の際の対応費用を手厚く補償

情報漏えいまたはその“おそれ”に加えて、コンピュータシステムの所有・使用・管理や電子情報の提供によって他人の業務を休止・阻害した場合の広告宣伝活動費用、コンサルティング費用や事故対応費用等を補償します。

POINT 4 海外で訴訟提起された損害賠償請求も補償

海外で事故が発生し、海外で損害賠償請求を受けた場合や、現地で事故対応に必要な各種費用も補償の対象となります。

※ IT業務の遂行に起因する事故については、保険適用地域は日本国内となります。

POINT 5 サイバーリスクに対応する付帯サービスが充実

サイバー事故が発生した場合に専門の事業者を紹介する「専門事業者紹介サービス」やPCトラブル等を相談できる「サイバーリスク補償プラン専用コールセンター」が利用できます。

※詳細は12ページをご参照ください。

☑ パンフレット別冊も必ずご確認ください。



サイバーリスク補償プランの事故例

考えられる主な事故は



CASE
1

エージェント企業経由で業務用アプリケーション開発に向けたプロジェクトへ参画。準委任契約を締結。納品後にITフリーランスの作業ミスにより、システム不具合があり、それが原因で取引先にて営業損害が発生した。

損害額 1.5億円 フォレンジック費用等

ポイント

ITフリーランスの業務中の不手際、不具合を原因として、取引先へ損害が発生した場合、取引先やエージェント企業から損害賠償請求される可能性があります。

CASE
2

取引先のWebサイト構築、デザインを請負契約で締結。納品後、システム設定を誤り、個人情報を不特定多数の人間が閲覧できる状態にしてしまった。

損害額 5,000万円 出張費、コンサルティング費用等

ポイント

取引先が情報漏えいに対応した費用（人件費、お見舞金支払い、事故対応費用など）をITフリーランスへ請求する可能性があります。

CASE
3

テレワークで使用する私用PCがサイバー攻撃を受け、業務に関する情報が漏えいした。

損害額 2,000万円 フォレンジック費用、再発防止費用

ポイント

テレワークにより、自宅での就業となる場合、取引先からの貸与PCと比較し、端末やネットワークにおけるセキュリティ対策が不足し、ウィルス感染のリスクが大きい状態でインターネットにアクセスしてしまう可能性が高くなります。サイバー攻撃の結果、漏えいした内容により、取引先から損害賠償請求の恐れがあります。

サイバーリスク補償プランの補償内容と保険料



保険料は、概算値となります。詳細な保険料は売上高（千円単位）および過去の事故の有無によって変わります。

損害	対象損害・対象費用	支払限度額	免責金額	縮小支払割合
賠償損害	ア. 法律上の損害賠償金	プランごとの支払限度額によります (1 請求・保険期間中に付き)	0円	なし
	イ. 争訟費用			
	ウ. 権利保全行使費用			
	エ. 協力費用			
	オ. 損害防止費用 ^(注1)			
	カ. 緊急措置費用 ^(注1)			
	キ. 訴訟対応費用	1,000万円 ^(注2)		
費用損害	ク. 事故対応費用	プランごとの支払限度額によります (1 請求・保険期間中に付き) ※賠償損害の支払限度額の外枠でお支払いします。	0円	なし
	ケ. 事故原因・被害範囲調査費用			
	コ. 広告宣伝活動費用			
	サ. 法律相談費用			
	シ. コンサルティング費用			
	ス. 見舞金・見舞品購入費用			
	セ. クレジット情報モニタリング費用			
	ソ. 公的調査等対応費用			
	タ. コンピュータシステム等復旧費用	3,000万円 ^(注3)	0円	なし
	チ. 風評被害拡大防止費用	チ. およびツ. の費用の合計で3,000万円 ^(注3)	0円	90%
	ツ. 再発防止費用			
	テ. サイバー攻撃調査費用	3,000万円 ^(注3)	0円	

(注1) サイバー攻撃に起因する対人・対物事故の際に補償

(注2) 賠償損害の基本支払限度額の内枠

(注3) 費用損害の基本支払限度額の内枠のため、基本支払限度額の設定金額が限度となります。

支払限度額				
加入プラン	プランA	プランB	プランC	プランD
賠償損害 1 請求・保険期間中	3億円	1億円	5,000万円	1,000万円
費用損害 1 事故・保険期間中	3,000万円	1,000万円	1,000万円	100万円
年間保険料（円）				
売上高	プランA	プランB	プランC	プランD
200万	10,540	7,610	6,850	5,000
300万	15,810	11,410	10,260	5,670
400万	21,070	15,210	13,690	7,560
500万	26,350	19,010	17,110	9,450
600万	31,610	22,810	20,530	11,340
700万	36,880	26,620	23,950	13,230
800万	42,150	30,420	27,370	15,120
900万	47,420	34,230	30,800	17,010
1000万	52,680	38,020	34,220	18,900
1200万	63,220	45,630	41,060	22,680
1500万	79,030	57,040	51,330	28,350
2000万	105,370	76,050	68,430	37,800

継続契約に関しては以下のとおり運営しますので、ご注意ください。

前年事故ありの加入者：前年から保険料を30%割増、2年連続事故ありの加入者：継続不可

情報漏えいやサイバー攻撃を受けた場合の対応例

損害	対応事例	費用相場		
賠償 損害	個人情報の漏えいによる ・被害者個人からの慰謝料等についての損害賠償請求 ・委託元または発注者が実施した各種事故対応に要したコストの損害賠償請求	・個人からの請求の場合：2.8万円 ・委託先・取引先からの請求の場合：数千万円～数億円 ※ただし契約書設定の上限額まで		
	クレジットカード情報の漏えいによる ・カード会社から加盟店に対し再発行に要した費用や不正利用の額について損害賠償請求	・再発行手数料：1100円 ・不正利用の被害額：10万円		
	他企業の機密情報（新製品に関する情報、金融機関の顧客情報、新築建物の警備情報等）の漏えいについての損害賠償請求	数千万円～数百億円		
	・上述の損害賠償請求に係る弁護士費用	経済的利益の額	着手金	報酬金
		300万円以下	8%	16%
		300万円超3,000万円以下	5%+9万円	10%+18万円
		3,000万円超3億円以下	3%+69万円	6%+138万円
		3億円超30億円以下	2%+369万円	4%+738万円
		30億円超	協議により決定	協議により決定
費用 損害	・事故対応による宿泊費、通信費、人件費など ・コールセンター費用	・宿泊費、通信費、人件費は事故によります。 ・コールセンター費用：120万円～200万円（1か月・オペレーター1人）		
	・被害範囲調査会社への委託（ダークウェブ調査など）	・被害範囲調査費用：500万円～1000万円		
	・お詫び文の記事掲載、文書の送付等	・はがき1通：80円、封書は100円～200円 ・新聞広告：全国紙240万円、地方紙50万円		
	・法律事務所への相談対応	・10万円～20万円（相談費用は1時間1万円程度）		
	・危機管理コンサルティング会社への委託（危機管理・メディア対応）	・10万円～20万円		
	・お詫びの品物の購入（QUOカードなど）	・1枚当たり650円（額面+手数料）		
	・クレジットのモニタリング会社への委託	・100万円～		
	・公的機関からの調査に対する対応（法律相談、コンサル、人件費、通信費等）	・宿泊費、通信費、人件費は事故によります。 ・データ復旧費用：4万円～20万円（メディア1つあたり） ・ハードウェア復旧費用：4万円～20万円（メディア1つあたり）		
	・システムの復旧対応（データ復旧・修理、ハードウェア復旧・修理・再調達等）	・サイト閉鎖費用：20万円～150万円 ・風評被害の拡大防止費用：1万円～15万円		
	・サイト閉鎖対応（ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等）	・セキュリティ商材導入：500円～1万円 ・セキュリティ教育実施費用：100円～10万円		
	・情報セキュリティ事故に関する風評被害の拡大防止対応（弁護士依頼、監視サービス導入等）	・セキュリティ商材導入：500円～1万円 ・セキュリティ教育実施費用：100円～10万円		
	・セキュリティ商材の導入（ウイルス対策ソフト、メールフィルタリングサービス）	・セキュリティ教育実施費用：100円～10万円 ・PC1台当たり150万円～300万円		
	・セキュリティ教育の実施	・セキュリティ教育実施費用：100円～10万円 ・PC1台当たり150万円～300万円		
	・フォレンジック調査の依頼（初動対応、ネットワーク遮断等）	・セキュリティ教育実施費用：100円～10万円 ・PC1台当たり150万円～300万円		

出典：「インシデント損害額調査レポート2021年度」を参考に引受保険会社作成

※上記表は一例であり、費用相場の費用が保険金でそのまますべてお支払されるものではございませんのでご注意ください。

サイバーリスク補償プラン付帯サービス

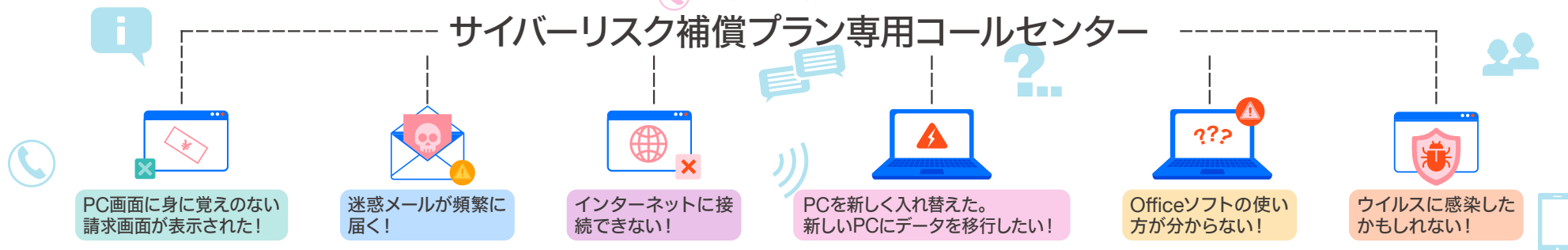
万が一の際の「体制整備」にも役に立ちます

サイバーリスク補償プラン 専用コールセンター

- サイバーリスク補償プラン専用コールセンターは、サイバーリスク補償プランのご加入者がパソコン（PC）操作に関する不明点からサイバーセキュリティに関するトラブルまで、電話でお気軽にご相談できる窓口です。
- ご契約のサイバーリスク補償プランの保険期間中が利用対象です。保険期間中は、何度でもご利用いただけます。
- サービス開始日は保険契約始期日となります。
- 加入者証及び本サービスに関するITフリーランス支援機構からご案内のメールをお手元にご準備の上、お電話ください。
- ご相談をいただく際、証券番号やご住所等、お客さま情報を確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にご登録のメールアドレスまたは案内状の案内などをご覧ください。

📞お気軽にお電話ください！

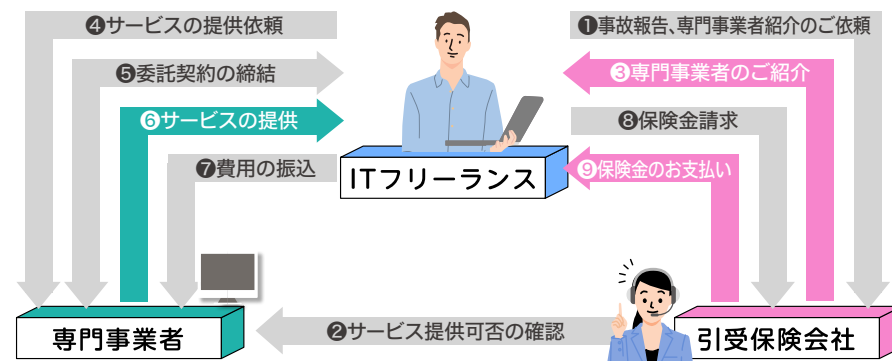
サイバーリスク補償プラン専用コールセンター



- ・このサービスは、アドバイスや簡易的な処置を提供するものであり、ご加入者に生じたサイバーセキュリティ関連のトラブルを根本的に解決することをお約束するものではありません。
- ・リモートでのウイルス駆除などは、ITフリーランスのネットワーク環境に接続することに同意のあった場合に限り提供します。ITフリーランスの指示・同意に基づいて、遠隔操作にてITフリーランスのネットワーク環境上のマルウェアその他の不正なプログラムを駆除する場合があります。
- ・PCの操作等で発生する通信料はITフリーランス負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・このサービスは、サイバープロテクターに関する事故報告や保険金請求に関する窓口ではありません。
- ・このサービスの結果に起因して発生した事象について、当社および提携会社は一切責任を負いません。
- ・サービスを予告なく変更・中止する場合があります。

サイバー事故発生時の、 専門事業者紹介サービス

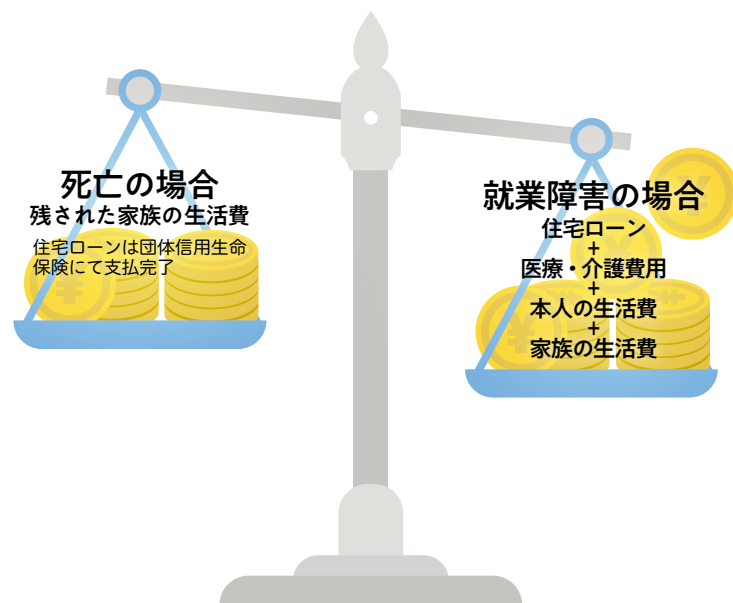
- サイバーリスク補償プランをご契約いただいたITフリーランスが事故に遭われた際、引受保険会社が事故の対応に必要な各種専門事業者を無料でご紹介することができます。ITフリーランスと引受保険会社がご紹介する専門業者との間で締結されるサービス契約に基づき、有償で提供されたサービス費用についてはサイバーリスク補償プランの対象となる費用に限り、引受保険会社からITフリーランスに保険金としてお支払いします。※あらかじめ引受保険会社の承認を得て支出した費用に限りです。



所得補償プラン

(団体長期障害所得補償保険)

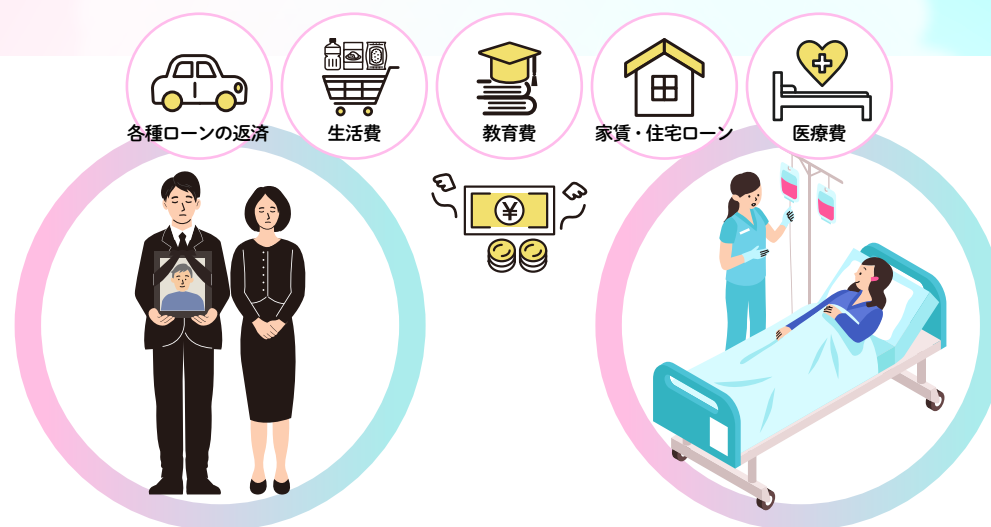
ITフリーランスの取り巻く環境



ITフリーランスにとって病気・ケガは収入に直結します。
長期間働けなくなることは、死亡の場合以上に経済的負担が大きくなることがあります。

病気・ケガにより働けなくなり、収入がなくなった後も
日々の出費は止まりません。

働けなくなった時のITフリーランスの皆さまの
生活をサポートします



死亡したら…

保 険	▶ 生命保険
公 的 補 償	▶ 遺族基礎年金 (国民年金)
退 職	▶ 収入は途絶える
住宅ローン	▶ 団体信用生命保険により完済
ご 家 族	▶ 働くことで家計を助けられる

働けなくなったら…

保 険	▶ 所得補償プラン
公 的 補 償	▶ 重度の場合のみ 障害基礎年金 (国民年金)
退 職	▶ 収入は途絶える
住宅ローン	▶ 返済は継続
ご 家 族	▶ 看病で家を出られないケース がある

所得補償プランの特徴



POINT 1 最長70歳までの長期補償！

公的保障や一般的な所得補償保険よりも補償期間が長く、病気やケガで働けなくなった際の収入損害を最長70歳まで補償しますので、長期間の就業障害リスクに備えることができます。

POINT 2 団体割引の適用でお得な保険料に！

ITフリーランス支援機構の個人会員限定で団体割引10%が適用されます。
※前年度加入いただいた被保険者の人数等に従って割増率が適用されます。

POINT 3 業務中・業務外、国内外問わず補償！

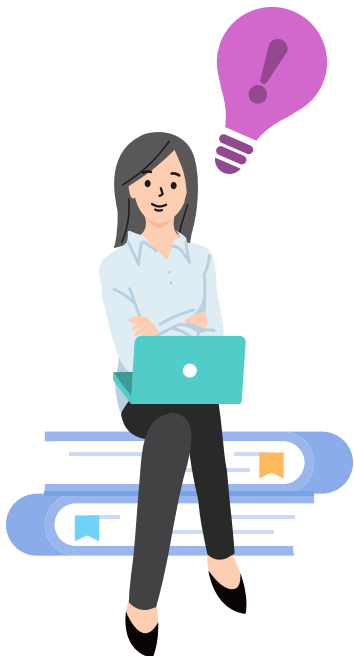
病気やケガの発生原因は、業務中・業務外、国内外問わず24時間補償されます。

POINT 4 精神障害や妊娠に伴う障害も補償！

うつ病など所定の精神障害や妊娠に伴う身体障害も補償されます。
※ITフリーランスは職務上の特性として、過度のストレスによる精神疾患を発症する実例があります。
※精神障害による就業障害は基本契約のてん補期間にかかわらず24か月が限度となります。

POINT 5 自宅療養中でも補償は継続！

自宅療養中であっても、保険金のお支払い条件を満たしている限り補償の対象となります。



所得補償プランの補償内容と保険料

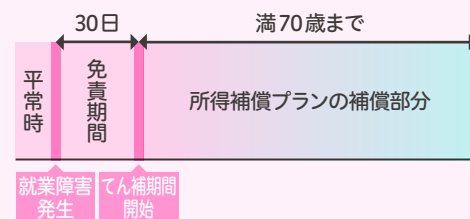
(団体長期障害所得補償保険)



セット名 **X** 免責期間 **30日**

免責期間が短く、早期にてん補期間がスタートするプランです。

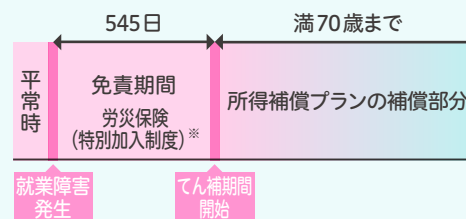
特にご家族(配偶者、子ども)が増え、生活費が増加傾向にあるITフリーランスの皆さまにおすすめです。



セット名 **Y** 免責期間 **545日**

労災保険の特別加入者向けのプランです。

労災保険では業務に起因した病気・ケガであれば、1年6か月まで対象となりますので、労災保険の上乗せとして加入できます。



※ 労災保険(特別加入制度)に加入している場合は業務を起因とした休業が補償されます。

- 年齢は保険始期(2025年11月1日)時点での満年齢となります。
- 被保険者としてご加入いただける方は、働いて収入(所得)を得ている方で、始期日時点における年齢が満15歳から満69歳までの方となります。
- 200口まで加入できます。ただし、平均月間所得額の70%以下で申し込みください。
- ・口数の選び方(1口1万円)
平均月額所得額が30万円の場合(セット名X 35歳、男性の場合)
 $30\text{万円} \times 70\% = 21\text{万円}$ 、21口の加入。
月払保険料は $306\text{円} \times 21\text{口} = 6,426\text{円}$

セット名		X		Y	
てん補期間		70歳※			
免責期間		30日		545日	
1口当たりの年齢別月払保険料	性別	男性	女性	男性	女性
	15歳 ～ 24歳	162円	119円	76円	53円
	25歳 ～ 29歳	188円	171円	82円	71円
	30歳 ～ 34歳	238円	241円	98円	99円
	35歳 ～ 39歳	306円	348円	125円	147円
	40歳 ～ 44歳	421円	482円	186円	237円
	45歳 ～ 49歳	590円	673円	278円	354円
	50歳 ～ 54歳	737円	803円	423円	510円
	55歳 ～ 59歳	904円	900円	577円	621円
	60歳 ～ 64歳	996円	898円	625円	589円
65歳 ～ 69歳	743円	630円	569円	488円	

※ 70歳に達する誕生日の前日まで。ただし免責期間の終了日の翌日から70歳に達する誕生日の前日までの期間が3年に満たない場合には、てん補期間を3年とします。(精神障害による就業障害の場合は、基本契約のてん補期間にかかわらず免責期間終了日の翌日から起算して24か月を限度とします。)

所得補償プラン保険金お支払い例

X セット 加入の場合 (35歳 加入口数:10口 免責期間:30日)



ケガで休んでいる間
収入の減少を補償してもらえた。

Case1

10年間就業障害が続いた場合

交通事故にあい、免責期間終了後全く働けない状態が10年間続いた。

免責期間
30日

補償期間:10年間(所得喪失率100%)

保険金受取総額 **1,200** 万円



病気の療養に専念できた。

Case2

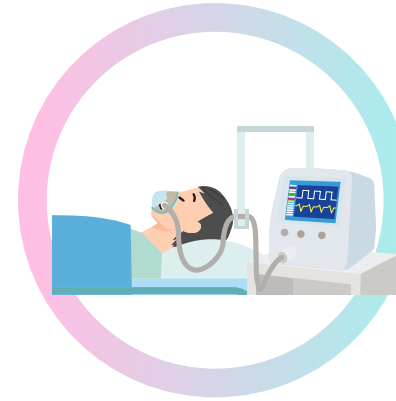
うつ病を発症し、就業障害となった場合

業務によるストレスが原因で、うつ病を発症し、仕事ができなかった。

免責期間
30日

補償期間:2年間(所得喪失率100%)

保険金受取総額 **240** 万円



てん補期間が長いので安心できた。

Case3

脳内出血による意識障害となり、 70歳まで働けなかった場合

免責日数
30日

補償期間:70歳まで(所得喪失率100%)

保険金受取総額 **4,190** 万円[※]

※加入された方の生年月日や就業障害となった日によって異なります。

病気・ケガ補償プラン他

各種プランの特徴



POINT 1 必要な補償を6つのプランから自由に選択！

次ページ以降記載の6つのプランから必要に応じて自由に選択できます。

※選択にあたっては、補償加入例(3ページ)をご参照ください。

POINT 2 団体割引の適用でお得な保険料に！

ITフリーランス支援機構の個人会員限定で団体割引5%が適用されます。

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

POINT 3 お手続きが簡単！

WEB上で申し込み手続きが完結します。医師の診査は必要ありません。

病気を補償するセットにご加入される場合でも、WEB上で健康に関する告知をいただくだけで、お申込みいただけます。

POINT 4 短期間の入通院でも安心！

万一の入院はもちろん、ケガの通院だけでも1日目から補償が受けられます。日帰り入院も補償され、短い入院でも安心です。

※セット名：A、Bのみ



ケガ補償プラン 病気・ケガ補償プラン

(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

補償内容と保険料

Point



ケガ補償プラン

通院1日目から補償が受けられます。

病気・ケガ補償プラン

先進医療にかかる費用も補償します。

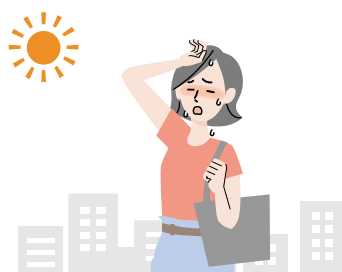
例えばこんなとき…

ケガ補償プラン、病気・ケガ補償プラン

交通事故により後遺障害を負った



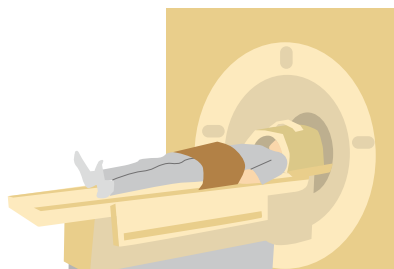
外出中に熱中症となり通院した



病気で入院したとき(★)



がんの治療のため指定病院で
先進医療を受けた(★)



(★)は病気・ケガ補償プランのみ対象

大項目	プラン名 セット名	ケガ補償プラン ^(注1) A	病気・ケガ補償プラン ^(注1) B
ケガの補償	ケガで亡くなったとき 後遺障害が発生したとき ^(注2)	100万円	
	ケガで入院したとき (日帰り入院から)	日額 5,000円	
	ケガで手術を受けたとき	入院中 50,000円 入院中以外 25,000円	
	ケガで通院したとき	日額 2,500円	
	病気で入院したとき	×	日額 5,000円
病気の補償	病気で入院し退院後通院したとき	×	日額 2,500円
	ケガや病気で先進医療を受けたとき	×	1,000万円限度
	病気で手術したとき	×	入院中 50,000円 入院中以外 25,000円
	病気で放射線治療を受けたとき	×	1回につき 50,000円
年齢別月払保険料 ^(注3)	生後15日 ~ 4歳	2,040円	
	5歳 ~ 9歳	1,900円	
	10歳 ~ 14歳	1,670円	
	15歳 ~ 19歳	1,680円	
	20歳 ~ 24歳	1,810円	
	25歳 ~ 29歳	1,990円	
	30歳 ~ 34歳	2,180円	
	35歳 ~ 39歳	2,220円	
	40歳 ~ 44歳	2,250円	
	45歳 ~ 49歳	2,480円	
	50歳 ~ 54歳	2,860円	
	55歳 ~ 59歳	3,440円	
	60歳 ~ 64歳	4,410円	
	65歳 ~ 69歳	6,120円	
	70歳 ~ 74歳	8,560円	
	75歳 ~ 79歳	13,390円	
	80歳 ~ 84歳	20,470円	
	85歳 ~ 89歳	29,170円	

(注1) A,Bセットには、天災危険補償特約、熱中症危険補償特約がセットされています。

(注2) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

(注3) 年齢は保険始期(2025年11月1日)時点での満年齢となります。

入院一時金プラン がん診断保険金プラン

(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

補償内容と保険料



入院一時金プラン

がん診断保険金プラン

入退院時に、最大20万円を受け取ることができます。

がんと診断確定された場合に、最大300万円を受け取ることができます。

例えばこんなとき…

入院一時金プラン

転倒により骨折し入院した

盲腸により手術を受けた



がん診断保険金プラン

がんと診断確定されたとき



大項目	プラン名	入院一時金プラン ^(注1)	がん診断保険金プラン		
	セット名	C	E1	E2	E3
ケガの補償	ケガで入院したとき (日帰り入院から)	日額 1,000円	×	×	×
	ケガで手術を受けたとき	入院中 10,000円 入院中以外 5,000円			
病気の補償	病気で入院したとき	日額 1,000円			
	病気で手術したとき	入院中 10,000円 入院中以外 5,000円			
	病気で放射線治療を受けたとき	1回につき 10,000円			
一時金の補償	ケガ・病気で入院したとき	10万円	×	×	×
	ケガ・病気で退院したとき ※14日以上入院要	10万円	×	×	×
	がんと診断確定されたとき	×	100万円	200万円	300万円
年齢別月払保険料 ^(注2)	生後15日 ～ 4歳	970円	140円	180円	210円
	5歳 ～ 9歳	830円	110円	150円	180円
	10歳 ～ 14歳	650円	70円	110円	140円
	15歳 ～ 19歳	640円	70円	110円	140円
	20歳 ～ 24歳	760円	110円	160円	200円
	25歳 ～ 29歳	890円	250円	390円	540円
	30歳 ～ 34歳	1,070円	420円	700円	980円
	35歳 ～ 39歳	1,090円	580円	1,030円	1,470円
	40歳 ～ 44歳	1,090円	860円	1,560円	2,270円
	45歳 ～ 49歳	1,180円	1,250円	2,310円	3,370円
	50歳 ～ 54歳	1,370円	1,560円	2,870円	4,170円
	55歳 ～ 59歳	1,700円	2,450円	4,540円	6,640円
	60歳 ～ 64歳	2,270円	4,620円	8,710円	12,800円
	65歳 ～ 69歳	3,190円	6,340円	11,830円	17,320円
	70歳 ～ 74歳	4,280円	8,320円	15,370円	22,410円
	75歳 ～ 79歳	5,790円	9,270円	16,370円	23,470円
	80歳 ～ 84歳	7,890円	7,410円	11,310円	15,210円
	85歳 ～ 89歳	10,520円	8,430円	11,730円	15,040円

(注1) Cセットには、天災危険補償特約がセットされています。

(注2) 年齢は保険始期(2025年11月1日)時点での満年齢となります。

携行品補償プラン

(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

個人賠償補償プラン

(団体総合生活補償保険(個人賠償補償プラン))

補償内容と保険料



携行品補償プラン

盗難・破損・火災など偶然な事故により、携行品(カメラ、スポーツ用品など)に損害が発生した場合や他人から借りた物に関する損害賠償責任等を補償します。

個人賠償補償プラン

ご加入された被保険者本人のみならず、配偶者、同居の親族(お子さまを含む)および別居の未婚の子が対象となります。

※携行品補償プランの受託物賠償責任保険金の被保険者範囲も同様になります。詳細は別冊37ページをご参照ください。

例えばこんなとき…

携行品補償プラン

ハンドバッグをひったくられた

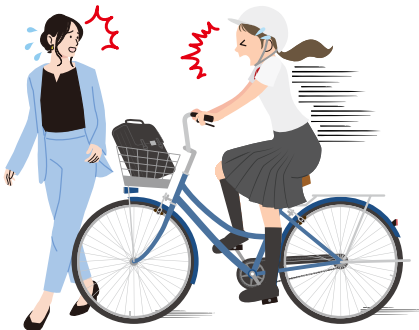


友人から借りたカメラを落として壊してしまった



個人賠償補償プラン

自転車で歩行人にケガをさせた



階下の他人宅の家財を濡らしてしまった



大項目	プラン名	携行品補償 プラン ^(注1)	個人賠償補償 プラン
	セット名	D	G
ケガの補償	ケガで亡くなったとき 後遺障害が発生したとき ^(注2)	50万円	×
その他の補償	日常生活において他人にケガをさせたまたは 他人のものを破損したときなど	×	3億円限度 (免責金額:0円)
	外出中に携行していた身の回り品を壊してし まったときなど	30万円限度 (免責金額:3,000円)	×
	他人から借りたものを壊してしまったとき	10万円限度 (免責金額:5,000円)	×
月払保険料		280円	160円

(注1) Dセットには、天災危険補償特約、熱中症危険補償特約がセットされています。

(注2) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

お申込みの流れ

ITフリーランス支援機構のHPから必要情報を入力の上、申し込み手続きを完了させてください。



詳細はパンフレット各ページをご参照ください。

サイバーリスク補償プラン

保険制度HP
(URL:<https://aitf.or.jp/member/cyber-hoken>)
よりお申し込みください。
※保険料は振込となります。

所得補償プラン等

(サイバーリスク補償プラン以外)

保険制度HP
(URL:<https://dantai.ms-ins.com/index.php?ID=gpf2g7>)
よりお申し込みください。
※保険料引落口座の登録が必要です。口座情報をお手元にご準備ください。

加入者証送付

お問い合わせ先

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

【ITフリーランス専用保険の内容について】
代理店・扱者 株式会社バリュー・エージェント
E-mail: aitf-info@vagt.jp
TEL: 045-716-0002 (平日9:00~17:00)
<https://www.value-agent.co.jp>

【個人会員の登録方法や内容について】
一般社団法人ITフリーランス支援機構
E-mail: info@aitf.or.jp
TEL: 03-6757-0300 (平日9:00~17:00)
<https://www.aitf.or.jp>

ご注意点



ITフリーランス支援機構のHPから必要情報を入力の上、申し込み手続きを完了させてください。
補償プランごとに申込方法が異なります。

	所得補償プラン等 (サイバーリスク補償プラン以外)	サイバーリスク補償プラン
申込サイト	https://dantai.ms-ins.com/index.php?ID=gpf2g7	https://aitf.or.jp/member/cyber-hoken
保険料払込方法	口座振替(補償開始月の翌月から開始) 例：11月始期の場合、12月27日引落	振込(補償開始月より前に振込完了) 例：11月始期の場合、10月末までに振込
保険料	月払	年払
補償開始	保険始期(2025年11月1日)以降お申込みの場合は申込日の翌々月1日午前0時より補償開始となります。	申込日の翌月1日午後4時より補償開始となります。
募集締切日	毎月26日	毎月20日
その他留意点	1か月分の保険料が引落できなかった場合は、翌月に2か月分を口座へ請求させていただきます。 <u>2か月連続で引落できなかった場合は、自動的に保険から脱退となりますので、ご注意ください。</u>	<u>補償開始日までに、着金を確認できない場合、申し込みは無効となりますので、ご注意ください。</u>

Q & A

共通

Q

誰が加入できるの？

A

ITフリーランス支援機構の個人会員のみが加入できます。(プランごとの詳細は別冊27ページをご覧ください。)

Q

中途加入したい場合は？

A

可能です。ITフリーランス支援機構の保険加入サイトより手続きください。

サイバーリスク補償プラン

Q

申込時には何が必要？

A

保険契約申込時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の売上高がわかる資料の提出が必要です。

Q

個人事業主となったばかりで、資料がない場合は？

A

今後1年間の事業計画書をご提出ください。

所得補償プラン

Q

補償額(ご加入口数)の設定は、どうすればよいのでしょうか？

A

月々の生活費(住宅ローン・教育費など)を目安に、平均月間所得額の70%以下となるよう1口(1万)～200口(200万)の範囲で設定ください。

Q

精神障害を原因とする就業障害の場合でも、保険金は受け取れますか？

A

特約所定の精神障害の場合、最長で24か月間を限度に保険金が支払われます。



無料相談

ご加入者様向けサービス 「生活サポートサービス」

*個人賠償補償プラン、サイバーリスク補償プランのみの加入者は対象となりません。

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。ITフリーランス専用保険にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン（精神障害補償の有無は問いません）・所得補償プラン加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



健康・医療（※）

- 健康・医療相談（医師相談は一部予約制）
- メンタルヘルス相談
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス（各種人間ドック機関紹介等）
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談（医師相談は一部予約制）

暮らしの相談

平日14:00～17:00

- 暮らしのトラブル相談（法律相談）
- 暮らしの税務相談
- 弁護士・税理士との相談は予約制

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

介護

年中無休24時間対応

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

認知症・行方不明時の対応相談

年中無休24時間対応

- 認知症に関する情報提供と悩み相談
- 認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

情報提供・紹介サービス

平日10:00～17:00

- 子育て相談（12歳以下）
- 暮らしの情報提供（冠婚葬祭、ボランティア情報）
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

健康・介護ステーション

URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/



※メンタルヘルス相談：平日9:00～21:00、土曜日10:00～18:00、メンタルヘルス相談以外：年中無休24時間対応。○サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。○平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。○お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りです。○本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。○本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

A25-100785 承認年月：2025年8月

- 同時にお渡しするパンフレットとあわせてお手続きの前にご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。なお、パンフレットとこの別冊は保険期間終了までかならずお手元に保管ください。
- 加入申込 WEB サイトからお申込み（ネットでのお手続き）の場合には、この別冊に記載されている「加入申込票」は「加入申込 WEB サイト」「ネット手続き画面」に、「記入」「署名」は「入力」に読み替えてください。

保険金のお支払いについて

団体長期障害所得補償保険の概要

【Xプラン】

- 保険期間 : 2025年11月1日午後4時から2026年11月1日午後4時まで（1年間）
 てん補期間 : 70歳に達する誕生日の前日まで（免責期間の終了日の翌日から70歳に達する誕生日の前日までの期間が3年に満たない場合は、てん補期間を3年とします。）。ただし、精神障害による就業障害の場合は基本契約のてん補期間にかかわらず24か月限度となります。
 免責期間 : 30日（妊娠に伴う身体障害補償特約に関するお支払いの場合は90日）
 支払基礎所得額 : 1万円（1口）～200万円（200口）の範囲内で、かつ、平均月間所得額の70%以内で設定ください。
 特 約 : 精神障害補償特約（最長24か月）・天災危険補償特約・妊娠に伴う身体障害補償特約（女性の方のみ）

【Yプラン】

- 保険期間 : 2025年11月1日午後4時から2026年11月1日午後4時まで（1年間）
 てん補期間 : 70歳に達する誕生日の前日まで（免責期間の終了日の翌日から70歳に達する誕生日の前日までの期間が3年に満たない場合は、てん補期間を3年とします。）。ただし、精神障害による就業障害の場合は基本契約のてん補期間にかかわらず24か月限度となります。
 免責期間 : 545日
 支払基礎所得額 : 1万円（1口）～200万円（200口）の範囲内で、かつ、平均月間所得額の70%以内で設定ください。
 特 約 : 精神障害補償特約（最長24か月）・天災危険補償特約・妊娠に伴う身体障害補償特約（女性の方のみ）

お支払いする保険金のご説明（団体長期障害所得補償保険）

※印を付した用語については、別冊26ページ～28ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書（協定書）（以下「協定書」といいます）の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

<ご注意>

被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。

（＊）複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害※を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害※が開始した場合に限り、てん補期間※中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額※を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

【団体長期障害所得補償保険】

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金の額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、別冊26ページ～28ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害 所得補償保険金	身体障害※により、就業障害※ となった場合	てん補期間※中の就業障害※である 期間1か月につき、次の額をお支払 いします。 $\boxed{\text{支払基礎所得額}} \times \text{所得喪失率}^{\ast} \\ \times \boxed{\text{約定給付率}^{\ast}(100\%)}$ (注1)お支払いする保険金の額は、 てん補期間中の就業障害で ある期間1か月について、協 定書に定める最高保険金支 払月額※(200万円)を限度と します。 (注2)協定書に定めるてん補期間を 限度とします。 (注3)支払基礎所得額に約定給付 率を乗じた額が平均月間所 得額※を超える場合は、平均 月間所得額を約定給付率で 割った額を支払基礎所得額 とします。 (注4)てん補期間中における就業障 害である期間が1か月に満た ない場合または1か月未満の 端日数が生じた場合は、1か 月を30日とした日割計算に より保険金の額を決定しま す。 (注5)同一の身体障害※により、免 責期間※を超える就業障害 が終了した日からその日を含 めて6か月以内に再び就業 障害となった場合は、前の就 業障害と同一の就業障害と して取り扱います。 (注6)保険金または共済金が支払 われる他の保険契約等※が ある場合において、それぞ れの保険契約または共済契 約の支払責任額(※)の合計額 が、平均月間所得額に所得 喪失率を乗じた額を超え るときは、下記の額を就業障害 である期間1か月あたりの保 険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金 または共済金が支払われて いない場合は、この保険契 約の就業障害である期間1 か月あたりの支払責任額(※) ・他の保険契約等から保険金 または共済金が支払われた 場合は、平均月間所得額に 所得喪失率を乗じた額か ら、他の保険契約等から支 払われた就業障害である期 間1か月あたりの保険金ま たは共済金の合計額を差し 引いた残額。ただし、この保 険契約の就業障害である期 間1か月あたりの支払責任 額(※)を限度とします。 (次ページに続く)	(1)新規加入日からその日を含めて12か月以内に就 業障害※になった場合、就業障害の原因となった 身体障害※について、新規加入日の前日から遡 及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診 断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、 または、通常は医師に診察を受けるような症状が 現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2)次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお 支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故 意または重大な過失によって被った身体障害に よる就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外におけ る被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シ ンナー等の使用によって被った身体障害による就 業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変また は暴動によって被った身体障害による就業障 害(※1) ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって 被った身体障害による就業障害(※2) ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性に よって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によ って被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のない ものによる就業障害(※3) ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生し た事故によって被ったケガによる就業障害 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動 車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯 びた状態で自動車または原動機付自転車を運 転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した 就業障害(※4) ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって 被った身体障害による就業障害(※5) ⑫発熱等の他覚的症候のない感染による就業障 害(※6)。 など (3)健康に関する告知の回答内容等により補償対象 外となっている病気(※7)等(加入者証等に記載さ れます。)による就業障害に対しては、保険金をお 支払いできません。 (※1) テロ行為によって発生した身体障害に関して は、自動セットの特約により保険金お支払いの対 象となります。 (※2) 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保 険金お支払いの対象となります。 (※3) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であ っても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検 査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的 に証明することができないものをいいます。 (次ページに続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害 所得補償保険金		(前ページより続き) (*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	(前ページより続き) (*4)「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目^(※8)中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1)F04～F09 (2)F20～F51 (3)F53～F54 (4)F59～F63 (5)F68～F69 (6)F84～F89 (7)F91～F92 (8)F95 (9)F99 (*5)「妊娠に伴う身体障害補償特約」^(※9)がセットされた場合、保険金のお支払い対象となります。 (*6)病原体が生体内に侵入、定着、増殖することを行います。 (*7)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 (*8)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によります。 (*9)女性の被保険者にのみセット可能です。

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、別冊26ページ～28ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS & AD 型)特約 	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS & AD 型)特約 	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ●別冊25ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別冊25ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害入院保険金 ★傷害補償(MS & AD 型)特約 	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	(傷害死亡保険金と同じ)
	傷害手術保険金 ★傷害補償(MS & AD 型)特約 	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※(180日)中に手術※を受けられた場合	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金 傷害通院保険金 ★傷害補償(MS & AD 型)特約	保険期間中の事故によるケガ[※]のため、通院[※]された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） （注）傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位[※]を固定するためにギプス等[※]を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師[※]の指示による固定^(*)であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限ります。 （*）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。	<u>傷害通院保険金日額</u> × <u>傷害通院の日数</u> （注1）傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生日からその日を含めて支払対象期間[※]（180日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数[※]（90日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 （注3）傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ[※]を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	（傷害死亡保険金と同じ）
傷害入院時一時金 ★傷害入院時一時金補償特約	「傷害入院」の状態に該当した場合	<u>傷害入院時一時金額の全額</u> （注1）1事故に基づく傷害入院につき1回を限度とします。 （注2）傷害入院時一時金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ[※]を被った場合は、傷害入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	（傷害死亡保険金と同じ）
傷害退院時一時金 ★傷害退院時一時金補償特約	① 「傷害入院」の状態が14日以上継続した後、生存して退院された場合 ② 「傷害入院」の状態が365日を超えた場合	<u>傷害退院時一時金額の全額</u> （注1）1事故に基づく傷害入院につき1回を限度とします。 （注2）左記「保険金をお支払いする場合」の②により傷害退院時一時金をお支払いした後、生存して退院された場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による傷害退院時一時金を重ねてはお支払いしません。 （注3）傷害退院時一時金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害退院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ[※]を被った場合は、傷害退院時一時金を重ねてはお支払いしません。	（傷害死亡保険金と同じ）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 別冊 25 ページ (☆)参照  疾病 保 険 金	保険期間の開始後^(*)に発病[※]した病気[※]のため、保険期間中に入院[※]された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） （*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	<u>疾病入院保険金日額</u>×<u>疾病入院の日数</u> （注1）疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間[※]（180日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院[※]について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数[※]（180日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 （注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気[※]を発病[※]された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害^(*)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）^(*) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^(*) ●麻薬等の使用による病気（ただし、治療[※]を目的として医師[※]が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●妊娠または出産（異常妊娠、異常分娩または産褥（じよく）期の異常^(*)の場合は、保険金をお支払いします。） ●原因がいかんときでも、頸（けい）部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[※] ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気^(*)（加入者証等に記載されます。）など （注）保険期間の開始時^(*)より前に発病[※]した病気^(*)については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院[※]を開始された日^(*)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （*1）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD－10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） ＜支払対象外となる精神障害の例＞ アルコール依存、薬物依存 など （*2）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （*3）「異常妊娠、異常分娩または産褥（じよく）期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD－10（2003年版）準拠」によります。 （*4）その病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。 （*5）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （*6）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。

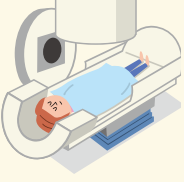
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 別冊25ページ (☆)参照 	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※（180日）中に手術※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後（*）に発病※した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合（*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 疾病入院保険金が支払われるか否かにかかわらず、入院※中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ （注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	（疾病入院保険金と同じ）
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 別冊25ページ (☆)参照 	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※（180日）中に放射線治療※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後（*）に発病※した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合（*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ （注1）同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 （注2）疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為について疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療に対しては、保険金をお支払いしません。	（疾病入院保険金と同じ）

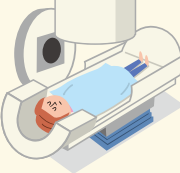
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 別冊25ページ (☆)参照  疾病保険金	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気※の治療※のため、通院※された場合（以下、この状態を「疾病通院」といいます。）	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ （注1）疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間※（180日）が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間（180日）内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 （前ページより続き） ・1回の疾病入院※について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数※（30日）に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 （注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 （注3）疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注4）疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	（疾病入院保険金と同じ）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院時一時金 ★ 疾病入院時一時金補償特約 ☆ 特定精神障害補償特約セット 別冊25ページ(☆)参照	「疾病入院」の状態に該当した場合	疾病入院時一時金額の全額 (注1)1回の疾病入院※につき1回を限度にお支払いします。 (注2)疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(*5)の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
疾病退院時一時金 ★ 疾病退院時一時金補償特約 ☆ 特定精神障害補償特約セット 別冊25ページ(☆)参照	① 「疾病入院」の状態が14日以上継続した後に、生存して退院された場合 ② 「疾病入院」の状態が365日を超えた場合	疾病退院時一時金額の全額 (注1)1回の疾病入院※につき1回を限度にお支払いします。 (注2)左記「保険金をお支払いする場合」の②により疾病退院時一時金をお支払いした後、生存して退院された場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による疾病退院時一時金を重ねてはお支払いしません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(*5)の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
がん診断保険金 ★がん診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約 	次のいずれかのがん[※]と診断確定[※]された場合 (保険期間中にがんと診断確定された場合に限り。) ① 保険期間の開始時^(※1)以降に初め罹患したがん ② 再発したがん^(※2) ③ 転移したがん^(※3) ④ 既払がん^(※4)とは全く別のがん (注)がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、前回の保険金支払事由が該当日^(※5)から、その日を含めて1年以内に再び上記①から④までのいずれかのがんと診断確定されたときは、保険金を支払いません。 (※1)がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時とします。 (※2)「再発したがん」とは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと診断確定されたがんをいいます。 (※3)「転移したがん」とは、他の部位・臓器^(※6)に転移したと診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。 (※4)「既払がん」とは、継続加入してきた最初のご契約の保険期間が開始した以降にがんと診断確定され、既に保険金を支払ったがんをいいます。 (※5)継続加入してきた最初のご契約からこの保険契約の継続前契約までの保険期間中に、既に保険金を支払ったがん[※]と診断確定された日のうち、この保険契約の始期日に最も近い日をいいます。 (※6)同一の種類の部位・臓器が複数ある場合、それらは同じ部位・臓器とみなします。	がん診断保険金額の全額 (注1)保険期間中1回に限ります。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん[※]を発病[※]した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がんを発病した時が、がんと診断確定[※]された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注3)被保険者が医師[※]から傷病名の告知を受けていないこと等により保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は別冊32ページの＜代理請求人について＞をご覧ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるがん(テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)^(※1) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん^(※1) ●麻薬等の使用によるがん(ただし、治療[※]を目的として医師[※]が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。)に該当するがん^(※2) など (注)保険期間の開始時^(※3)より前に発病[※]したがんについては保険金をお支払いしません。 ただし、がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定[※]された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なく引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※2)そのがんと医学上因果関係がある病気[※]を含みます。 (※3)がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品^(※1)に損害が発生した場合 (※1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品^(※2)をいいます。ただし、別冊 25 ページの「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (※2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	損害の額－免責金額[※](1回の事故につき3,000円) (注1)損害の額は、再調達価額[※]によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額[※]によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族[※]の故意による損害 ●自動車等[※]の無資格運転、飲酒運転[※]または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害(ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品である液体の流出による損害(ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。)の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●別冊 25 ページの「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 	ケガ[※]または病気[※]の治療[※]のため、保険期間中に日本国内において先進医療^(*)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (*)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用^(※1) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合がございます】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガ[※]の原因となった事故発生の時または病気[※](※2)を発病[※]した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気^(※2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※1)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (※2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※]や病気[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●自動車等[※]の無資格運転、飲酒運転[※]または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気[※]または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの[※] ●別冊 25 ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別冊 25 ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ ●精神障害^(※1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)^(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^(※2) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師[※]が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常^(※3))の場合は、保険金をお支払いします。) (次ページに続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 			(前ページより続き) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気^(※4)(加入者証等に記載されます。) など (注)保険期間の開始時^(※5)より前に被ったケガまたは発病[※]した病気^(※4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。 (※5)先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

【団体総合生活補償保険(個人賠償補償プラン)】

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、別冊26ページ～28ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	① 保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ② 日本国内において保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(※1)を運行不能^(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅^(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者[※]、同居の親族および別居の未婚[※]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りまゝ)を被保険者として、「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (※1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (※2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3)敷地内の動産および不動産を含みます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額[※](0円) (注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族[※]に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[※]の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

【サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン)】

保険金をお支払いする場合

(1)賠償損害

次のいずれかの事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

	対象となる事故
プラン①～④共通	① 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ 次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ ア. 記名被保険者が自らの業務遂行(注1)の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報(注2) イ. 記名被保険者が自らの業務遂行(注1)の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報(注3) ② コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等 上記①を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由 ア. 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害 イ. 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊 ウ. 他人の人格権侵害 エ. 他人の著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の侵害。ただし、記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信(注4)によって生じた侵害に限ります。 オ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失 (注1)業務遂行には、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者に派遣された労働者による業務遂行を含みます。 (注2)所有、使用または管理する他人の情報には、所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。 (注3)管理を委託した他人の情報には、管理を委託しなくなったものを含みます。 (注4)表示または配信には、記名被保険者が対価または報酬を受領して他人に提供するものを含みません。
	③ サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊 記名被保険者の業務の遂行に起因する、次のいずれかに該当する事故 ア. サイバー攻撃に起因する他人の身体障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。) イ. サイバー攻撃に起因する他人の財物(財産的価値を有する有体物をいいます。)の滅失、破損、汚損、紛失または盗難
	④ IT業務の遂行に起因する他人の業務阻害等 IT業務の遂行に起因する、次のいずれかに該当する事由 ア. 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害 イ. 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊 ウ. 他人の人格権侵害 エ. 他人の著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の侵害。ただし、記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信によって生じた侵害に限ります。 オ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失

(2)費用損害

次のいずれかに該当する情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者がブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置(注1)を講じることによって被る損害に対して、プロテクト費用保険金をお支払いします。

	対象となる事故(情報セキュリティ事故)
プラン①～④共通	① 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ
	② コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等
	③ サイバー攻撃に起因する他人の身体障害
	④ サイバー攻撃に起因する他人の財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難
	⑤ ①～④および⑦を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃
	⑥ ①～⑤および⑦を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ(注2)
	⑦ IT業務の遂行に起因する業務阻害等

(注1)措置は、記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、引受保険会社が事故の通知(遅滞なく書面によりご通知いただきます。)を受領した日の翌日から起算して一定期間(1年間)が経過するまでに実際に講じられた処置に限ります。

(注2)サイバー攻撃のおそれとは、コンピュータシステムがサイバー攻撃を受けた疑いがあり、調査を必要とする状況をいいます。ただし、次の

いずれかによって明らかになった場合に限りです。

- ① 公的機関(不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの通報
- ② 記名被保険者が所有、使用もしくは管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している者(以下「運用管理委託先」)または引受保険会社による通報、報告または確認(運用管理委託先または引受保険会社が提供するセキュリティ監視のソフトウェア、サービス等による通知、報告または確認を含み、運用管理委託先以外による無償の診断等の結果は除きます。)

保険金お支払いの対象となる損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

(1)賠償損害

損害の種類	内 容
ア. 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金(類似するものを含みます。)の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
イ. 争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。)によって生じた費用(被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を含みません。)で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したもの。
ウ. 権利保全行使費用	他人に損害賠償の請求(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。)をすることができるときに、その権利の保全および行使に必要な手続に必要なかつ有益であると引受保険会社が認めた費用。
エ. 協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用。
オ. 訴訟対応費用	日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に(※)、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用(通常要する費用に限りです。)であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用。 ① 被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用 ② 被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費 ③ 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ④ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 ⑤ 意見書または鑑定書の作成にかかる費用 ⑥ 増設したコピー機の賃借費用 (※)IT 業務の遂行に起因する事故については、保険適用地域は日本国内となります。
カ. 損害防止費用	サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用。
キ. 緊急措置費用	サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用。

○賠償損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。

○賠償損害に関わる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

○適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

(2)費用損害

損害の種類	内 容
ア. 事故対応費用	情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実に負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用(個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対し、その被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用を含みます。)。 ① 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成代および封筒代を含みます。) ② 通信業務のコールセンター会社への委託費用 ③ 事故対応により生じる被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用 ④ 事故対応により生じる被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費 ⑤ 被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用

	⑥ ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用
イ. 事故原因・被害範囲調査費用	情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りします。
ウ. 広告宣伝活動費用	情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要する費用。ただし、次のいずれかに該当するものに要する費用に限りします。 ① 情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等 ② 情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告
エ. 法律相談費用	情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。
オ. コンサルティング費用	情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りします。
カ. 見舞金・見舞品購入費用	情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品(注1)の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額(注2)は被害者1名あたり次の額を限度とします。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りします。 ① 被害者が法人の場合 1法人につき50,000円 ② 被害者が個人の場合 1名につき1,000円。ただし、情報セキュリティ事故のうち③の被害者については、100,000円とします。 (注1)見舞品には、記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等は含みません。 (注2)見舞品の相当額とは、見舞品が保険契約者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします。
キ. クレジット情報モニタリング費用	情報が漏えいまたはそのおそれがある被害者のクレジット情報その他の信用に関する情報について、その不正使用を監視するために負担するモニタリング費用をいいます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りします。
ク. 公的調査等対応費用	情報セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査等が開始された場合に、被保険者がその公的調査等に対応するために要する次のいずれかに該当する費用をいい、コンピュータシステム等復旧費用、風評被害拡大防止費用および再発防止費用は含みません。 ① 公的調査等への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用 ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成代および封筒代を含みます。) ③ 公的調査等への対応により生じる被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用 ④ 公的調査等への対応により生じる被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費 ⑤ 公的調査等への対応のため、被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りします。 ⑥ 資料の翻訳にかかる費用 ⑦ 証拠収集費用 ※公的調査等 公的機関によりなされる公的な調査、検査、取り調べ、命令、警告等であって、記名被保険者がこれらに応じることが法的に義務付けられるものをいいます。ただし、監督官庁による定期的な検査または業界全体を対象とする質問、検査もしくは調査は含みません。
ケ. コンピュータシステム等復旧費用	情報セキュリティ事故によって、コンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。)または電子情報の消失、改ざんもしくは損壊(暗号化等の使用不能を含みます。)が発生した場合に要する次のいずれかに該当する費用(注1)をいいます。ただし、記名被保険者が所有または使用するコンピュータシステムまたは電子情報に関する費用であって、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りします。 ① コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる復旧費用または再稼動するための点検・調整費用もしくは試運転費用 ② 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用(注2)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(注3)および撤去費用 ③ 消失、改ざんもしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用 (注1)費用には、マルウェア駆除、コンピュータシステムの初期化等に要する費用を含みます。 (注2)代替物の賃借費用には、敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期

	間に対応する費用を含みません。 (注3)仮設物の設置費用には、付随する土地の賃借費用を含みます。
コ. 風評被害拡大防止費用	情報セキュリティ事故に関する記名被保険者の風評被害(注)の拡大防止に必要なかつ有益な費用をいいます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。 (注)風評被害は、インターネットによるものに限ります。
サ. 再発防止費用	同様の情報セキュリティ事故の再発を防止するために負担する必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用およびコンピュータシステム等復旧費用は含みません。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。
シ. サイバー攻撃調査費用	サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関による調査にかかる費用をいい、ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用を含みます。

○費用損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。

○一部の費用損害に関わる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

○適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険普通保険約款（サイバーリスク補償プラン） で保険金をお支払いしない主な場合

＜専門事業者賠償責任保険普通保険約款で保険金をお支払いしない主な場合＞

◆ 次のいずれかの事由に起因する損害

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（注）、労働争議または騒擾（じょう）
- 地震、噴火、洪水または津波

等

（注）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

◆ 次のいずれかの事由または行為によって生じた事故に起因する損害

- 被保険者の犯罪行為（過失犯を含みません。）
- 被保険者の故意または重過失による法令違反
- 被保険者が他人に損失を与えることを認識（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）しながら行った行為

等

◆ 次のいずれかの損害賠償請求がなされたことによる損害

- 他の被保険者からなされた損害賠償請求
- この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- 身体の障害に対する損害賠償請求（精神的苦痛を含みません。）。ただし、ワイドプランの場合は、サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いします。
- 被保険者による誹謗または中傷による名誉毀（き）損または人格権侵害に対する損害賠償請求
- 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に対する損害賠償請求。ただし、ワイドプランの場合は、サイバー攻撃に起因する他人の財物（財産的価値を有する有体物をいいます。）の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いします。
- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求。ただし、記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信によって生じた意匠権、商標権、著作権またはドメイン名の侵害には適用されません。

等

＜サイバーセキュリティ特約で保険金をお支払いしない主な場合＞

◆ 次のいずれかに該当する損害

- この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。）場合の、その事故に起因する損害
- この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。）場合の、その事故に起因する損害

等

◆ 次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

- 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
- 国または公共団体の公権力の行使（法令等による規制または要請を含みます。）
- 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為

等

◆ 次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任
- 被保険者が支出したと否とを問わず、違約金
- 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- 株主代表訴訟
- 企業その他組織の信用毀（き）損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害
- 被保険者が支出したと否とを問わず、業務の履行の追完または再履行のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。）
- 業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用

等

◆ 保険金を支払うことにより、引受保険会社が次のいずれかによる制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合

- 国際連合の決議
- 欧州連合、日本国、英国または米国の貿易または経済に関する制裁、法令または規則
- その他これらに類似の法令または規則

◆ コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

- 販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤
- 履行不能または履行遅滞（類似のものを含みます。）。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- 被保険者が上記に規定する履行不能または履行遅滞（類似のものを含みます。）を避けることを目的として行った不完全履行（履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- 人工衛星（人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。）の損壊または故障
- 被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為
 - ア. 業務の対価（販売代金、手数料、報酬等名称を問いません。）の見積もりまたは返還
 - イ. 業務の対価の過大請求
 - ウ. 業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更
 - エ. 業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝

◆次のいずれかに該当する損害

- この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。)場合の、その事故に起因する損害
- この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。)場合の、その事故に起因する損害

等

◆次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

- 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
- 国または公共団体の公権力の行使(法令等による規制または要請を含みます。)
- 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為

等

◆次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任
- 被保険者が支出したと否とを問わず、違約金
- 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- 株主代表訴訟
- 企業その他組織の信用毀(き)損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害
- 被保険者が支出したと否とを問わず、業務の履行の追完または再履行のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。)
- 業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用

等

◆保険金を支払うことにより、引受保険会社が次のいずれかによる制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合

- 国際連合の決議
- 欧州連合、日本国、英国または米国の貿易または経済に関する制裁、法令または規則
- その他これらに類似の法令または規則

◆コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

- 販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤
- 履行不能または履行遅滞(類似のものを含みます。)。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- 被保険者が上記に規定する履行不能または履行遅滞(類似のものを含みます。)を避けることを目的として行った不完全履行(履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- 人工衛星(人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。)の損壊または故障
- 被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為
 - ア. 業務の対価(販売代金、手数料、報酬等名称を問いません。)の見積もりまたは返還
 - イ. 業務の対価の過大請求
 - ウ. 業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更
 - エ. 業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝
- 商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- 記名被保険者が金融機関等(注)に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為
 - ア. コンピュータシステムにおける資金(電子マネー、その他これらに類似のものを含みます。)の移動
 - イ. 預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引
- 暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます。)の取引
- 記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- 記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害
 - ア. 電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者
 - イ. ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者
 - ウ. 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者
 - エ. 水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める業用水道事業者

等

(注)金融機関等とは、銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業、保険業、資金移動業等を営む者をいい、決済代行会社(割賦販売法(昭和36年法律第159号)に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます。)、金融商品取引所(暗号資産交換業を含みます。)または信用保証協会を含みます。

◆コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。

- ⇒以下の3点の免責事由については、IT業務特約をセットした場合には免責事由の適用除外となります。
- 記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム(注)の所有、使用または管理
- 記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報
- 記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報

等

(注)他人が使用することを目的としたコンピュータシステムには、記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含みません。

◆他人の著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の侵害について、次の事由

- 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかに関わらず、著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料

等

◆直接であると間接であるとを問わず、戦争等(注)に起因する損害

- (注)戦争等とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(宣戦布告の有無を問いません。)
- ② 上記①の過程または直接的な準備として行われた国家関与型サイバー攻撃
- ③ 国家関与型サイバー攻撃のうち、被害国家における次のいずれかに重大な影響を及ぼすもの。

- ア. 重要インフラサービスの利用、提供または完全性
- イ. 安全保障または防衛

＜サイバーセキュリティ拡張補償特約で保険金をお支払いしない主な場合＞

- ◆被保険者が直接負担したと否とを問わず、次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害
 - この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料
 - 金利等資金調達に関する費用
 - 記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与。ただし、通常要する額を超える部分は除きます。
 - 記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
 - 正当な理由がなく、通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
 - 法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任することにより生じる費用（注1）
 - 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - サイバー攻撃が金銭等（注2）の要求を伴う場合において、その金銭等（注2）
 - 被保険者に生じた喪失利益
 - 税金、罰金、科料、過料、課徴金または制裁金

等

（注1）弁護士に委任することにより生じる費用には、弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要する費用を含みます。
（注2）金銭等には、電子マネー、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める暗号資産をいいます。）、その他これらに類似のものを含みます。

- ◆サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊について、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
 - 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害
 - 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）もしくは固体の排出、流出またはいつ出
 - 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由
 - ア. 石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（以下「石綿等」といいます。）の人体への摂取もしくは吸引
 - イ. 石綿等への曝露による疾病
 - ウ. 石綿等の飛散または拡散
 - 次のいずれかの所有、使用または管理
 - ア. 航空機
 - イ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球
 - ウ. 自動車（原動機付自転車を含みます。）。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。
 - （ア）販売等を目的として展示されている自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。
 - （イ）出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。
 - エ. 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）ただし、出張して行う船舶または車両の修理または整備を目的として一時的に管理している場合を除きます。この場合であっても、走行・航行している間は船舶または車両とみなします。
 - 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為
 - ア. 身体障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - イ. 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。
 - ウ. はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - エ. 上記ア. からウ. までに規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
 - テロ行為等（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。）

等

＜IT 業務特約で保険金をお支払いしない主な場合＞

- ◆次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
 - 被保険者が新たなもしくは改定した IT 業務を使用、提供または販売する場合において、通常要するテストを実施していないときに、その IT 業務の欠陥
 - IT 業務がソフトウェアまたはプログラムの使用、提供または販売の場合において、被保険者が新たに使用、提供もしくは販売したまたは改定した IT 業務の欠陥によって、次のいずれかの期間内に生じた事故
 - ア. その IT 業務のテスト期間内
 - イ. その IT 業務の試用期間内
 - IT 業務がソフトウェアまたはプログラムの使用、提供もしくは販売の場合において、その IT 業務の顧客と被保険者の間で、その IT 業務に関する時限的な契約（注）を締結しているときは、その契約（注）が満了した後の期間またはその契約（注）がその顧客もしくは被保険者のいずれかにより解除された後の期間に生じた事故
 - 被保険者が支出したと否とを問わず、IT 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用
 - 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由
 - ア. 石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（以下「石綿等」といいます。）の人体への摂取もしくは吸引
 - イ. 石綿等への曝露による疾病
 - ウ. 石綿等の飛散または拡散
 - 被保険者が日本国外においてなされた損害賠償請求による損害

等

（注）契約とは、請負契約、売買契約等をいい、類似の契約を含みます。

前記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(1) 保険契約者

この保険は一般社団法人 IT フリーランス支援機構が保険契約者となる団体契約です。

(2) 被保険者（保険契約により補償を受けられる方）

- ① 一般社団法人ITフリーランス支援機構の個人会員である個人事業者（記名被保険者）
- ② 記名被保険者の役員（会社法上の取締役、執行役および監査役、ならびにこれらに準ずる者をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含みます。）。ただし、記名被保険者の役員として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者となります。
＜IT業務は、次の方も被保険者に含みます。＞
- ③ 記名被保険者のすべての販売業者または下請業者。ただし、記名被保険者のIT業務について販売業務または下請業務を行った場合に限り
ます。
- ④ 上記③に規定する者の役員。ただし、記名被保険者のIT業務について販売業務または下請業務を行った場合に限りです。

(3) 保険期間

2025年11月1日午後4時から2026年11月1日午後4時まで1年間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。また、1年未満の短期間で中途加入いただくことも条件により可能です。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(4) 補償の対象となる情報

次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 個人情報
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定される個人情報をいい、死者の情報を含みます。
- ② 企業情報
特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報
- ③ 上記①および②を除き、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される情報

(5) 保険適用地域

補償	プラン①～④共通
賠償損害	全世界 ^(注)
費用損害	全世界 ^(注)

(注) IT 業務の遂行に起因する事故については、保険適用地域は「日本国内」となります。

(6) 告知いただきたい主な事項

ご加入にあたっては、加入HPにて次の事項について告知いただきます。

保険料算出の基礎	記名被保険者の把握可能な最近の会計年度（1年間）における売上高 ■ 新規設立で最近の会計年度（1年間）の売上高等が把握できない場合は、事業計画書等に計画された1年間のすべての売上高の総額を記入してください。 ■ 保険料確定特約の規定に基づく確定保険料での引受となるため、保険料を算出（確定）するために必要な資料を提出してください。
過去の事故について	■ 現時点から起算して過去3年間において、この保険の対象となる事由が発生していますか。またはその発生が予想される状況にありますか？

保険金のお支払いについて

【団体長期障害所得補償保険】

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(A～Dセット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [*] のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 ・傷害入院時一時金 ・傷害退院時一時金 ・先進医療費用保険金
熱中症危険補償特約(A・B・Dセット)	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害保険金をお支払いします。

(☆)疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)、疾病入院時一時金、疾病退院時一時金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気^{*}を補償する加入タイプ^(*)1)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(*)2)の原因となった病気^(*)3)を発病^{*}した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

② この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^(*)3)を発病した時が、その病気による疾病入院^(*)2)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(*)1)疾病入院時一時金、疾病退院時一時金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

(*)2)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。

(*)3)疾病入院^(*)2)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。

補償対象外となる運動等
山岳登山 ^(*)1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(*)2) 操縦 ^(*)3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(*)4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (*)1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (*)2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (*)3)職務として操縦する場合は含みません。 (*)4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
補償対象外となる職業
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
補償対象外となる主な「携行品」
船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機(ドローン)・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・スマートフォン・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション・モバイル Wi-Fi ルーター・ワイヤレスイヤホン等の携帯式通信機器・パソコン・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、釣竿・竿掛け・竿袋・リール・釣具入れ・クーラー・びく・たも網・救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された漁具、証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・稿本(本などの原稿)・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など
補償対象外となる主な「受託物」
日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物 など

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

【団体総合生活補償保険(個人賠償補償プラン)】

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

【サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン)】

セットされる特約は別冊35ページをご参照ください。特約の内容の詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

※印の用語のご説明

用語		説明
あ		
医学上因果関係がある病気	医師	医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
医学的他覚所見のないもの	1回の疾病入院	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
飲酒運転	オンライン診療	疾病入院の退院日の翌日 ^(*) からその日を含めて180日を経過する日まで、その疾病入院の原因となった病気※(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。 (*)疾病入院時一時金、疾病退院時一時金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。
		道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
		医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限りです。なお、電話診療は含みません。
か		
回復所得額	がん	免責期間※開始以降に業務に復帰して得た所得※の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
ギプス等	競技等	特約に定めるがん(悪性新生物)をいい、上皮内新生物を含みます。
	頸(けい)部症候群	ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨折折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りです。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限りです。))およびハローベストをいいます。
	ケガ	競技、競争、興行 ^(*) または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 (*)いずれもそのための練習を含みます。
	後遺障害	いわゆる「むちうち症」をいいます。
	誤嚥(えん)	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状 ^(*) を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
さ		
最高保険金支払月額	再調達価額	1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
自動車等	支払基礎所得額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
支払基礎所得額	支払限度日数	保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\boxed{\text{1口あたり保険金額}} \times \boxed{\text{加入口数}}$ によって算出した額となります。
支払限度日数	支払対象期間	支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。
		適用される保険金の名称 ・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
		適用される保険金の名称 ・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
		支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。
		適用される保険金の名称 ・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金

用語		説明
さ		
就業障害		被保険者が身体障害[※]を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。 てん補期間[※]開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率[※]が20％超であることをいいます。 免責期間[※]中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。 なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
手術		次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)を除きます。 ②先進医療[※]に該当する診療行為^(※2) (※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (※2)②の診療行為は、治療[※]を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具		自動車等 [※] 、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
所得		業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害 [※] となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
所得喪失率		次の算式によって算出された割合をいいます。 $\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間}^{\text{※}}\text{終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}^{\text{※}}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ ただし、所得[※]の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害[※]の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。
所定の部位		次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する3大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。) ・肋骨または胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。 ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
身体障害		傷害(「ケガ」といいます。)および疾病(「病気」といいます。)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
親族		6親等内の血族、配偶者 [※] および3親等内の姻族をいいます。
診断確定		医師[※]による病理組織学的所見^(※1)によってなされたものをいいます。 (注)病理組織学的検査^(※2)が行われない場合には、病理組織学的検査^(※2)が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見^(※3)による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見^(※3)による診断確定も認めることがあります。 (※1)病理組織学的所見とは、生検等をいいます。 (※2)病理組織学的検査とは、生検等をいいます。 (※3)その他の所見とは、細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。
先進医療		手術 [※] または放射線治療 [※] を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱		外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
た		
他の保険契約等		この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療		医師 [※] が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院		病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療 [※] により、治療 [※] を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
溺水		水を吸引したことによる窒息をいいます。
てん補期間		引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間[※]終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。 「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。
な		
入院		自宅等での治療 [※] が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師 [※] の管理下において治療に専念することをいいます。

用語		説明
は		
配偶者		婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
発病		医師 [*] が診断 ^(*) した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。 (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
病気		被保険者が被ったケガ [*] 以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
平均月間所得額		被保険者の就業障害 [*] が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。 $\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額}^{(*)1}) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{(*)2})}{12(\text{か月})}$ (※1) 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。 (※2) 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。
放射線治療		次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ②先進医療 [*] に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
保険価額		保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。
ま		
未婚		これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責期間		保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害 [*] が継続する期間をいいます。 「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされた場合、この特約の免責期間は設定されている免責期間または90日のいずれか長い方の期間とします。 免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。
免責金額		支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
や		
約定給付率		保険金の算出の基礎となる加入者証等に記載された率をいいます。

ご注意事項（必ずお読みください）

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は一般社団法人 IT フリーランス支援機構が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
 - お申込人となれる方は団体総合生活補償保険(MS&AD型)(個人賠償補償プラン)、サイバーセキュリティ特約セット 専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン)の場合：一般社団法人 IT フリーランス支援機構の個人会員、団体長期障害所得補償保険の場合：一般社団法人 IT フリーランス支援機構の個人会員のうち、2025 年 11 月 1 日現在、満 15 歳以上満 69 歳以下の個人会員に限ります。
 - この制度で被保険者(補償の対象者)本人^(*)となれる方の範囲は、団体総合生活補償保険(MS&AD型)(個人賠償補償プラン)の場合：一般社団法人 IT フリーランス支援機構の個人会員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。ただし、疾病を補償するプランは 2025 年 11 月 1 日現在、生後 15 日以上満 89 歳以下の方に限ります。団体長期障害所得補償保険の場合：一般社団法人 IT フリーランス支援機構の個人会員のうち、2025 年 11 月 1 日現在、満 15 歳以上満 69 歳以下の個人会員です。サイバーセキュリティ特約セット 専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン)の場合：一般社団法人 IT フリーランス支援機構の個人会員です。
- (*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます
 - 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
 - ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
 - 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
 - ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
 - ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【団体長期障害所得補償保険】

保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【団体総合生活補償保険】

(MS&AD型)

＜病気の補償＞

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

＜ケガの補償＞

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

＜上記以外の補償＞

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問合わせください。

（個人賠償補償プラン）

・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。）。

・保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

【サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン)】

○損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

○また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

●＜税法上の取扱い＞（2025年7月現在）

【団体長期障害所得補償保険】

・払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高 40,000 円まで、住民税について最高 28,000 円までが毎年の課税対象額から控除されます。

（注）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

・払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高 40,000 円まで、住民税について最高 28,000 円までが毎年の課税対象額から控除されます。

（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

●＜自動継続の取扱いについて＞

【団体長期障害所得補償保険】【団体総合生活補償保険(MS&AD型)(個人賠償補償プラン)】

・前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

【サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン)】

自動継続の取扱いはありません。

●＜保険料算出の基礎について＞

【サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン)】

・この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

○ご加入の際には、保険料を算出（確定）するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。

○新設法人等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績がない場合は、ご加入時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の売上高をご通知いただく必要はありません。

●＜示談交渉について＞

【サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン)】

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者の示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようにご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

●保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡(連絡先は別冊42ページ参照)

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

・【団体長期障害所得補償保険】【団体総合生活補償保険(MS&AD型)(個人賠償補償プラン)】

- 引受保険会社所定の保険金請求書 ○公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - 引受保険会社所定の同意書 ○死亡診断書
 - 事故原因・損害状況に関する資料 ○損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - 引受保険会社所定の診断書 ○他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - 診療状況申告書 ○休業・所得証明書 ○所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書等)
 - 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、戸籍謄本 等)
 - 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

・【サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン)】

●事故が起こった場合のお手続

(1)損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況(事故あるいは情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを含みます。)を知った場合には、代理店・扱者または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

- ① 損害賠償請求を最初に知った時の状況
- ② 申し立てられている行為
- ③ 原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

(2)保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注)損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知ったときの状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、被害者に対する通知書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書・受領書、調査に関する同意書、全部(個人)事項証明書
②損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
③共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

●代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}

(*)1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*)2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*)3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。

なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。

○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合

○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合

○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

団体長期障害所得補償保険・団体総合生活補償保険（MS&AD型） 健康状況告知書ご入力のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点をお読みいただき、団体保険ネット手続サイト上の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご入力ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。

【団体長期障害所得補償保険】

(*) 支払基礎所得額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、補償を拡大することをいいます。

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

(*) 保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身(WEBでお申込みいただく場合はお申込人)が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 団体保険ネット手続サイトによるご回答のお願い

・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。

・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず団体保険ネット手続サイトの「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご入力にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

【団体長期障害所得補償保険】

・「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。

・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

・「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。

・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○:あり、×:なし)	回答が必要な質問事項(○:回答要、×:回答不要)		
疾病補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	×
×	健康に関する告知は不要です		

・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
	疾病入院時一時金補償特約
	疾病退院時一時金補償特約
	先進医療費用保険金補償特約

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

【団体長期障害所得補償保険】

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日^{(*)1}からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^{(*)2}は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合で

も例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(※2)治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(※3) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病したがん(悪性新生物) ^(※4) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。

(※2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(※3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。

(※4)発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7. その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

【団体長期障害所得補償保険】

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、団体保険ネット手続サイトの「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。

(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

・ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。

なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

＜告知の結果、お引受けできる場合＞

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

団体保険ネット手続サイトの「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、サイトの案内に沿ってご入力ください。

なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

＜告知の結果、お引受けできない場合＞

ご加入をご継続いただくことができません。

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、団体保険ネット手続サイトの「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。

(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 ＜告知の結果、お引受けできる場合＞ 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 団体保険ネット手続サイトの「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、サイト上の案内に沿ってご入力ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。 ＜告知の結果、お引受けできない場合＞ ご加入をご継続いただくことができません。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	
先進医療費用保険金補償特約	

・各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている

「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。

ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただいたためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

・保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。) ・保険金額(ご契約金額)
・保険期間(保険のご契約期間) ・保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年齢と生年月日から算出した年齢が異なる場合には、生年月日から算出したものを年齢として取扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

◆GLTD[団体長期障害所得補償保険](定額型)のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

支払基礎所得額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の70%を上限として適切な金額となるようなタイプまたは口数でお申込みされていますか？

◆サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン)をお申込みの場合のみ」ご確認ください。

ご加入時に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績数値」は正しく千円単位まで入力されていますか？

・ご加入の際には、保険料を算出(確定)するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。

・新設法人等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績がない場合は、ご加入時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の売上高をご通知いただく必要はありません。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)

・既にご加入されているがご継続されない場合

(注)この保険制度に新規加入される場合はネットでのお手続きとなります。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&AD インシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

また、契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況や病名(センシティブ情報)を含む事故情報等を保険契約者、代理店・扱者に提供することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例 自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明

(団体長期障害所得補償保険、団体総合生活補償保険(MS&AD型)、団体総合生活補償保険(個人賠償補償プラン)、サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険は保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書(協定書)」(以下協定書といいます)等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

【団体長期障害所得補償保険】被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満15歳から満69歳までの方
被保険者の範囲	ネット手続き画面または加入申込票の被保険者欄に記載の方

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 —:被保険者の対象外)		
	本人(*1)	配偶者	その他親族
本人型	○	—	—

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*1)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89歳以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	
先進医療費用保険金補償特約	
受託物賠償責任補償特約	(a)本人(*1) (b)本人(*1)の配偶者 (c)同居の親族(本人(*1)またはその配偶者と同居の、本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*1)またはその配偶者と別居の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

【団体総合生活補償保険(個人賠償補償プラン)】被保険者(補償の対象者)が法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a)本人(*1) (b)本人(*1)の配偶者 (c)同居の親族(本人(*1)またはその配偶者と同居の、本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*1)またはその配偶者と別居の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(*1) ネット手続き画面または加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

【サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン)】

保険の種類	商品の仕組み
専門事業者賠償責任保険	専門事業者賠償責任保険普通保険約款 +サイバーセキュリティ特約(自動セット) +サイバーセキュリティ拡張補償特約 +IT業務特約(コード49) +保険料確定特約(専門事業者用)(コード34)

被保険者の範囲は以下のとおりです。

保険の種類	被保険者 (ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
専門事業者賠償責任保険	加入申込票(注)の「記名被保険者」欄に記載された方(記名被保険者)

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合は、別冊1ページ～23ページおよび25ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額・お支払いする保険金の額

別冊1ページ～23および25ページをご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

別冊2ページ～23ページおよび25ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

別冊1ページ～23ページおよび25ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、ネット手続き画面または加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。補償の開始は始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。補償の終了は満期日の午後4時に終了します。

(5)引受条件

【団体長期障害所得補償保険】

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、パンフレットの保険金額欄およびネット手続き画面または加入申込票等にてご確認ください。

この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

・所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。国民健康保険の加入者(自営業の方など):70%

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄およびネット手続き画面または加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おください。

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

【団体総合生活補償保険(個人賠償補償プラン)】

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄およびネット手続き画面または加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

【サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン)】

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄およびネット手続き画面または加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険料算出の基礎、保険金額・支払基礎所得額・被保険者(補償の対象者)の方の年令・保険期間・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。

お客さまが実際にお払いいただく保険料につきましては、ネット手続き画面または加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレット22ページをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。(団体長期障害所得補償保険は除く)

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

(団体長期障害所得補償保険、団体総合生活補償保険(MS&AD型)、団体総合生活補償保険(個人賠償補償プラン)、サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

【団体長期障害所得補償保険】【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】【個人賠償補償プラン】

この保険は一般社団法人ITフリーランス支援機構が保険契約者となる団体契約であることから、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回またはご加入の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

【サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン)】

この保険は一般社団法人ITフリーランス支援機構が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

【団体長期障害所得補償保険】

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いしないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①他の保険契約等^(*)に関する情報
- (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」、「年令」、「性別」
- ③被保険者の健康に関する告知

【健康に関する告知について】

- ・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、ネット手続き画面または加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
- ・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日^{(*)1}からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡りして12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^{(*)2}は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
- ・詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- (*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (*)2 治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)(個人賠償補償プラン)】

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

- ①他の保険契約等^(*)に関する情報
- (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年令」(病気を補償する契約に限ります。)
- ③被保険者の健康に関する告知(病気を補償する契約に限ります。)
- (注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

【団体総合生活補償保険(個人賠償補償プラン)】

- ・他の保険契約等^(*)に関する情報
- (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

【サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン)】

- ①申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ②告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
- ③この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となるような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(2) その他の注意事項

【団体長期障害所得補償保険】

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ずご記入ください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。)をいいます。
- 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。
- ご加入後、お申込人のご住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができませんこととなります。
- ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。
- (*) 保険契約: その被保険者に係る部分に限ります。
- 複数のご契約があるお客さまへ
補償内容が同様の保険契約(団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の要否をご判断のうえ、ご加入ください。
- (注)1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険 所得補償保険

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)(個人賠償補償プラン)】

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、個人賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 火災保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(MS&AD型) 受託物賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 火災保険 受託物賠償特約

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

【サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン)】

・ご加入後、次の事実が発生した場合は、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- ・保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合
- ・ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

・また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

- ・ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ・特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット22ページ記載の方法により払い込んでください。パンフレット22ページ記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

別冊2ページ～23ページおよび25ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および団体長期障害所得補償保険は協定書に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

【団体長期障害所得補償保険】

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等が発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)(個人賠償補償プラン)】

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

【サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン)】

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、パンフレット22ページ記載の方法により払い込んでください。パンフレット22ページ記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。(団体長期障害所得補償保険は除く)

6. 失効について

【団体長期障害所得補償保険】

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)(個人賠償補償プラン)】

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

【団体長期障害所得補償保険】

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。



【団体総合生活補償保険(MS&AD型)(個人賠償補償プラン)】

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

【サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険(サイバーリスク補償プラン)】

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

・ご契約を解約する場合、払い込んでいただいた保険料が最低保険料(加入者証に最低保険料が記載されていない場合は5,000円)未満のときは、その差額をご請求することがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

別冊29～30ページをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

別冊36ページをご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

【団体長期障害所得補償保険】

(1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たな契約(団体長期障害所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項

① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。

② 新たな契約の保険期間の開始時より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。

③ 新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料^(*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(*) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくなく、あってもごくわずかです。

② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。

② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないこと

- があります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは	
〈代理店・扱者〉 株式会社バリュー・エージェント 電話:045-716-0002(平日 9:00-17:00) Mail:aitf-info@vagt.jp	
三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは	
「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)	
「チャットサポートなどの各種サービス」 https://www.ms-ins.com/contact/cc/	こちらからアクセスできます。 
万一、事故が起こったり、ケガをされたり、病気になられた場合は	
遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189 (無料) 事故はいち早く	
事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。 「インターネット事故受付サービス」	こちらからアクセスできます。 
指定紛争解決機関 注意喚起情報	
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]0570-022-808 ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)] ・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。 ・おかけ間違いにご注意ください。 ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html	

A25-100785

承認年月：2025年8月